

社会労働委員会議録第二十八号

昭和三十三年三月二十七日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 植村 武一君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 八田 貞義君

理事 滝井 義高君 理事 八木 一男君

小川 半次君 大橋 武夫君

加藤 謙五郎君 龜山 孝一君

小島 徹三君 田子 一民君

中山 マサ君 藤本 捨助君

古川 大吉君 松浦 周太郎君

山下 春江君 亘 四郎君

井堀 繁雄君 岡本 隆一君

堂森 芳夫君 中原 健次君

長谷川 保君 山花 秀雄君

吉川 兼光君

出席政府委員

厚生行政次官 米田 吉盛君

厚生技官(公衆衛生局長) 尾村 倭久君

厚生技官(環境衛生局長) 小澤 龍君

厚生技官(医務局長) 安田 巖君

厚生技官(社会局長) 高田 正巳君

厚生技官(労働基準局長) 堀 秀夫君

委員外の出席者

厚生事務官(保険局健康保険課長) 小沢 辰男君

労働事務官(大臣官房参事官) 松本 岩吉君

労働事務官(労働基準局監督課長) 鈴木 健二君

専門員 川井 章知君

三月二十七日

委員竹山祐太郎君、福田越夫君、西村力弥君及び山崎始男君辞任につき、その補欠として松浦周太郎君、井出一太郎君、井堀繁雄君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員井出一太郎君辞任につき、その補欠として福田越夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)(参議院送付)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(参議院送付)

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(予)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

○森山委員長 これより会議を開きます。

旅館業法の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、社会福祉事業法の一部を改正する法律案及び内閣提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、以上四案を一括議題とし審査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 昨日、社会福祉事業の経営に要する費用等についてお伺

いをいたしましたのでありますが、引き続きそれについてもう少し伺いたいと思います。またこれに関連いたしました、少し本日の議題となっており、ものにもかかわって御質問申し上げてみたいと思います。

昨日伺ったのでありますけれども、小学校あるいは中学校に通います生徒の教科書代というものは、全部出してあるのですか。

○安田(憲)政府委員 教育扶助の中の教科書代でございますけれども、これは小学校の一年生から中学の三年生まで、全部実費で支給することになっております。

○長谷川(保)委員 昨日伺ったのですが、副読本や参考書を買うというのは全然入っていないのですか。

○安田(憲)政府委員 昨日申し上げたのでありますけれども、教科書に準ずる正規の教材として学校が指定するものについては、教育費のうちの教科書代を計上する場合には学校長の指定証明書をとれということになっております。ただし、学校が買った方がよいとかあるいはあった方がよからうという程度のもは学校長が証明を出すかどうかかわりませんけれども、ワー・ブックとか、あるいは最近先生が問題を出さないで、問題を印刷しましてそれに書いて出すようなことがございまして、そういうような費用のものはこれに含まれるわけでありまして、これは参考書代でもなおります。昨日、参考書代だけでなく、副読本や実情を調べてみると、その副読本や

参考書を買えない、買金をもたない、そのために施設の子供たちあるいは生活保護を受けておられるところの子供たちが非常に学校の中でも困る。たださえないような問題を持ってあります子供たちが、さらにひげ目を感ずる、こういうことなんです。だから、やはり参考書や副読本を買ってやるというのと同時に、これとやらざるやかに、まあ校長の証明があればほとんど買えるというようにしてやる必要があると思う。こういうものに予算をそんなに惜しむ必要はないのだ、惜しんではいけないのだと私は思うのです。昨日申し上げたように学用品代が一カ月八十円ということでございますが、これでは足りず箱と筆も買えない。筆でも三百円はかかるということではどうにもなりませんし、私どもみずから子供を学校へやっておいて、なるほどこれはどうにもなるまいということをしみじみと感ずる。だから、こういう次の時代を背負っていく、負って参ります不幸な境遇から子供に立ち上っていくというのに、何よりも学用品やあるいは通学費、教科書代あるいは参考書とかいうようなものは買えるようにしてやらなければならぬ。事実今日参考書なしではなかなか無理です。義務教育学校はわれわれの時代よりもはるかに進んでおります。今日の教育のあり方としては、参考書なしでは無理です。参考書だけでもなおります。昨日、われわれ自身も自分の子供を塾にやるとか家庭教師をつけるとかいうこと

をしなければ追いついていけないというようなことにもなるのであります。まして施設におります子供あるいは生活扶助を受けております子供に対しては児童憲章の立場に立ちましても、あるいは基本人権という立場に立ちましても、義務教育が国の負担としてなされるという観点からいたしまして、これはもつとゆるやかに出してやらなければいけない、こういう点で現場では涙を流しております。そういうことのないように一つ考えてやってもいいと思います。これは政務次官文教専門にやっておりますからよく御存じでありますけれども、文教予算の方にもこの要保護児童あるいは準要保護児童に対しまして教科書の負担ということはあるんですが、それがあからといてこつちの方で学用品代その他のものを節約するということでなしに、十分出してやるというようにしなければならぬと思います。こういう点は、政務次官文教専門で大学の校長先生をしていらつしやいますから、一つこころは十分考えてもらいたいと思ひます。今後の厚生行政の上で、これは予算としてはわずかなものですが、一つこの点を十分お考えをいただきたいと思うのですが、次官のお考えを伺いたい。

○米田政府委員 御意見は十分拝聴いたしました。ごくわずかの予算で、しかもそれが生きて愛憎の政治が浸透する、こういうことは一段と工夫をいたしたいと考えておりますから、結論と

金肥を使っている。今四級地のこうい
う人たちはくみ取り料がなくて困つて
います。月三百円かかります。これを
見てやらなければだめです。これを保
護基準に入れてあげないと困ると思
います。

昨日お葬式ができないという話をし
たのですが、何か資料が来たそうでこ
ざいます。私の行ったある養老院で
は、棺おけや骨つぼが買えない。仕方
がないからお骨は新聞紙に包んでい
る、あるいは菓子のおき箱に入るとい
うことです。きのう申し上げました
ように、坊さんにお経を読んでもら
うと思つても、お経をあげてもらう料
金が払えない。どうしてもお葬式全
て五千円かかるが、二千四百円しか
ない。特別基準、特別基準とおしや
すけれども、本庁ではそういうこと
のいのがれができません。第一線では
なことはやらぬです。だから、今申
しましたような弾力性と申しますか
柔軟性と申しますか、それをやらせて
、これらの人々の人権を守っていく
とであれば、その点をよほど第一線
に徹底させないと、第一線ではや
りません。特別基準なんというの
は、言つたてでやしません。その
特別基準を出せる予算というものを
ほどつけてやるか、それに対してよ
ほどの努力を社会局長の方でなさ
ないと、実際に特別基準なんか第一
線においてはほとんどはめやしま
せん。それは福祉事務所の諸君が実
際困っている。ですから、今のくみ
取り料の問題を至急考へる。また、きの
うの葬祭扶助の二千四百円という基
準は、内容はどうなっていますか、何
いた。

○安田(農)政府委員 葬祭料でござ
います。ここに一般地と二級地の基
準の内訳がございすので、よつと申
上げたいと思ひます。これは三千円
ございまして、葬祭料が千五百円、火
葬料が八百円、搬送料が六百五十円、文
書料が五十円、そのうちの火葬料の八
百円につきましては、町村等で条例等
で定める場合は実費を出して差しつか
えない、こういうことでございす。
私どもの計算では大体これでやれると
考へておるわけでございまして、きの
う、骨つぼはどれへ入るかというお話
がございましてけれども、葬祭料千五
百円の中で見ております。そこで今お
話の、普通の居室の場合でなくなりま
した場合には、香典とかその他のもの
が若干集まりますから、そういうもの
が助けになる。養老院等の施設で死
んだ場合はどうかというお話もあるわ
けであります。そういう場合に大体
今申し上げましたような費用の内訳で
やれるのじゃないか。中にはまた養老
院等で、そういう場合に自分のとこ
ろで葬式をおやりになるような例もあ
りますので、まあまあこれでやれるの
じゃないか。そこで、どうしてもこれ
でやれないということがあるれば、昨日
も申しましたような特別基準というこ
とになるわけでありまして、普通一般
の基準といたしましてはこれでお願
いたしておるわけでありす。

○長谷川(保)委員 それでは念のため
に聞いておきますが、施設ですが、実
際やれないところがあったら、社会局
長は責任を持って特別基準を出しま
すか。
○安田(農)政府委員 今申し上げまし
たようなわけで、この基準の内訳が、

骨つぼでありますとかあるいは死体を
納める棺の代金であるとか、人夫賃で
あるとかいうものが全部一応積み上げ
てあるわけでございます。そこで普通
はこういうふうにやれるのだけれど
も、そのときやたらたまたま高かつ
たというのだったら困りますけれど
も、絶対にそういうことであつてはや
れないのだということであつたら、こ
れはやはり出さなければいかぬと思
ひます。

○長谷川(保)委員 大へんいい答弁を
いただきました。非常に困つておるま
す施設の方と社会福祉事務所の方へ私
の方からその点は伝へておきます。
これは児童局長の方に関係するかも
しれません。簡単なことであります
が、今夫が失蹤しておる、あるいは
刑務所に入つておるといふときに、母
子加算がつかないという事情があるわ
けですが、私の調べたある福祉事務所
におきましては六十世帯の母子世帯で
十二世帯ある。こういうことは私は非
常に困ると思ふ。ことに施設に入つて
いるという場合には、隣の部屋
の母子の方はもらえるけれども、こ
ちらの母子の方はもらえない。それで生
活ができるならいいけれども、どうに
も生活ができないというぎりぎりの線
まで追い込まれておるのですから、こ
ういふものについて母子加算を当然す
べきだと思ふのですが、これについて
どうお考えになっておられますか。

○安田(農)政府委員 私は実際の取扱
いにつきましては、御答弁はございま
せんけれども、失蹤の場合は、何か今
の取扱ひにおきましては一年という期

間を置いておるようでございす。そ
の点調へまして、できるだけ工合のい
いように考へたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 それでは政務次官
に一つ御意見を伺つてみたいのです
が、ただいま申し上げましたようなこ
とで、夫が一年以上の失蹤でなければ
母子加算はつかないというのでは、実
際きょう困つておるのですから、そ
ういふことではいけない。現場で調
べるとそういうようなことになつて
いる。そして刑務所に行つておつても
母子加算がついておらぬということ
です。これでは現実に生活ができない
。当然これは変へるべきだ。今申しま
したようにこれが少い数ではない。私
がある福祉事務所に行つて調べますと
六十世帯のうち十二世帯ある。こうい
う問題はすみやかにこの際変へるよう
にしてみたいと思ふ。それについて
御意見を伺いたい。

○米田政府委員 お説のように十分考
へまして、できるだけ血の通つたやり
方をもう一步進めて、御期待に沿う
うにいたしたい、かように考へます。
○長谷川(保)委員 ついでに、児童局
長がいまから、もう一つ政務次官
にお伺いしておきたいのですが、今母
子相談員というのがございす。これ
は非常勤になつておられますけれども、
実際はもう常勤です。給与は私の県で
は八千円だが、多分そのくらいだろ
うと思ふ。ところが期末手当もなければ
健康もない、共済組合もない、そう
いうようなことであつてはならないと思
ふ。事実常勤でありますから、常勤と
しての扱いをすべきである。そうしな
ければほんとうの母子相談員としての
仕事をやっていただくことができな

らうと思ふ。こういうものは当然変へ
るべきだと思ふけれども、児童局長が
いせんから詳しいことは申し上げま
せんが、この際私はこのことを当然変
へるべきだと思ふ。当然常勤にすべき
だと思ふ。当局の御意見を伺いたい。

○米田政府委員 今お尋ねの相談員
の方は非常勤に今のところなつてお
ります。これは思ひますに、相当家庭
のしつかりした奥さん方をお願いし
て、いろいろ生活経験があり、世間を
知つておるような方をお願いいたし
たい、そこで非常勤になつたものと私
は考へる。ある意味においては生活の
できる階級が生活困窮な人々の力にな
る、積極的に持ち出すということでは
ないが、まあ八千円の手当があれば
弁当代はあるというふうなことで、こ
ういふようなことになつておるもの
と思ひます。この面につきましては十分
研究はいたしますけれども、今まで大
体私は御趣旨に沿うようというお答
えをしておりましたが、この辺は少し
し研究をしてからお答えをさせていただきます
たい、かように存じます。

○長谷川(保)委員 これが事実上常勤
でやつておるということになれば、も
う少し方針を変へなければだめだと思
ふのです。それからあと同僚議員が質
問をお待ちになつておられますから、私
はごく要点だけ何つて参りますが、生
活保護法は不足分を充足するという形
の法律だということとはよく心得てお
りますけれども、しかし更生させてい
く、そこから立ち上つて新しい生活に
独立させていくことの努力がどうもこ
の法律の運用全体において私は足らな
いと思ふのです。今御承知のようにこ
の子供たちが中学校を出ていくとい

立場であります。たとえば中学校卒業の子供が新しい勤務につく、少し遠いというときに当然自転車でも工場に通えるようにしてやりますと、いと思うのですが、そういう自転車を買う金を融通するとか、あるいは新しい勤めに出るのでありますから、今までのよれよれの破れた中学校の木綿の服をせめて新しい服にして着せてやるということがお母さんの非常な願いであります。そういうようなことに對する配慮が非常に足りない。あるいはさらにもう少し年上になりました適齢期の娘たちが、一家が生活扶助、医療扶助、その他生活保護を受けておるといふような場合に、やはりこの娘たちも少しはお化粧をする、あるいは結婚の支度をするようなことも許してやらなければなりません。それが今日非常に厳格にやらないと、娘が幾ら働いても結婚もできないというふうな事情になります。それをやかましくするから医療扶助で入院をしております人々ももうどうにもならないから、自分を犠牲にして娘のために退院をする、妹のために退院をするというふうなことが現実に行われております。だから今のような中学校を卒業した子供たちが自転車を買って通勤をするとか、あるいは新しい職場につくのでありますから、よれよれの破れた服のはかにせめて一つくらいは新しい服を着せてやるのか、あるいはまた今申しました適齢期の娘たちに結婚のための結婚資金を積み立てることを認めるとか、こういうようなあたった行政をすべきだと私は思う。こういうことが全然なされておらないのだけれどもどうでしょう。

○安田(總)政府委員 今のお話は大概もつともでございます。私も、私どもそういうことを心がけなければならぬと思っておりますが、大体東京あたりでございますと、中学校を出て就職をする場合の五割以上がやはり生活扶助の就労助成を得ておるようでございます。この際必要な被服費等についてはそういう費用を出しているようであります。そして、今必要な交通費というものは、長谷川委員御承知のように、収入から差し引かないのでございまして、交通費が要するならばそれだけおまゐるわけであります。そうすると一々電車に乗るよりは、自転車のほうがやはり便利である、しかも歩くのにはこれは少し無理だということの適当な例がありまして場合には、自転車をかうということも私はよいことだと思っております。

○長谷川(保)委員 実際には現場でそういうことが行われていません。だから本省の方でそういうことを考えられても現場で行われていませんから、遺憾のないように十分努力してやっていただきたい。今度の社会福祉事業法の一部改正の中にアフター・ケアを作ることが出てくるわけでありますけれども、精神病のアフター・ケアをなせお作りにならぬ、この方を作ることに努力することが必要ではないか、今日厚生白書によりまして、精神障害者は百三十万人あります。そのうち治療を受けている者はわずかに二・五%、入院を要する患者は四十三万人ぐらゐであります。しかもこの精神病院のベッドは五万五千しかない、十万人に對して六十一人あるという精神障害者の治療を当然すべきであるが、治療がなされ

ておらない者が九〇%もある、厚生白書にちゃんと書いてある、こういうときになぜ精神病のアフター・ケアをお作りにならぬか。ことに精神病の特質として一応治療をいたしまして、治療をいたしましてもそれから一カ月二カ月あるいは三カ月後というふうな、少し後にまたふり返っていく人が多いので、精神病者が在宅しているということとは家族にとりまして、付近の住民にとりまして非常に不安のものであります。当然精神病のアフター・ケアに對しましては、国は十分な努力をすべきである。そして、こういう問題を解決してこの社会福祉事業の中にこの精神病のアフター・ケアの施設をあらわすにいたしまして、そして、この不安なものをなからしめる、また気の毒な病人本人の権利を守つてやらなければならぬことは当然すべきです。こういう方面が何らなされておらないのはどういふ事情でしょうか。

○安田(總)政府委員 今御指摘になりました精神障害者に対する具体策が十分じゃないかということでございますが、これはまことにございませう。意見でございます。私はやはりこの精神衛生関係の仕事というのは結核に次いで大きな問題になると思つております。現在におきましては、結核の方はとにかく治療対策があとこまで進んで参りまして、そして同時に今よりやくアフター・ケアに手を付けたという程度でございますが、そういうふうな段階を見ますと、精神障害者に対する関係は一般的におくれておるわけでありまして、お話のように治療方面からベッドが足りないという問題がございまして、おられておるわけでございます。

○長谷川(保)委員 今御指摘になりました。現在のところでは辛うじて今の精神衛生法で医療措置を講ずるところと、それから児童福祉法によるところの精神薄弱児の施設、それから通院施設、それから生活保護法によりましての救護施設であるとか更生施設であるとかいふような点が、まあまあ今の施設あるいは措置ということができると思ひます。将来はお話のように病院には入らなくてもいいのだ、しかし何らかの保護あるいは更生するために必要であるというものの専門の対策を考へなければならぬじゃないか、こういうふうに思ひます。現在やつておりますのは、とりあえずいづゆる生活保護法の救護施設あるいは更生施設がそれに當つておる、こういうふうな申し上げなければならぬと思ひます。

○長谷川(保)委員 これは結核のアフター・ケアの制度を作るときにも、結核のベッドが満員でどうにもならぬ。ことに長期の要するに病院に根が生えてしまつた患者がおつてどうにもならぬからアフター・ケアを作つて病床の回転率をよくしようということ、あわせて病床の大増床をして今日の二十万というベッドの数字になつた。今日公衆衛生局長がおられますけれども、精神病院は一〇〇%以上の全員の超満員でどうにもならないのです。さうも言つたように人口十万人に對して六十一人の患者がおる。だから要入院者が四十三万人もあるのに五万五千しかベッドがない。なるほどことしもベッドの増床に對しては予算を組んでおります。組んでおりますがどういふそんなことでは足りない。要入院患者が四十三万人ある、それに対して五万五千しかない。こういうときこそ私は精神病のアフター・ケアの施設といふものをどどんと作つていき、それに対しては法的な措置をしてそれが伸びていくようにすべきだと思ふ。ところがこういう方面にはまことに未熟である。何ら手を付けない。今日幸いにございまして結核のアフター・ケア施設などをこの社会福祉事業法を改正して入れようといふのだから、当然これは入れるべきではないか。私はどうも国の厚生省の施策で解しかねるものがある。それはほんとうにこの福利事業あるいは私營事業というふうなもので手の届かないもの、そういうものについて国やその他公けの施設を作つてそれが受け持つ。たとえ今日非常な問題になつております医療制度の問題でもさうです。開業医諸君と国が競合する必要は何もない。とかく病院ができていゝところ、国や県の病院ができていゝ。そして、さうしてできなければならぬ無医地区、こういうところにはさうばかり手が届かない。むしろその無医地区といふようなところにこそ国は十分力を入れて、開業医諸君でできないところを国が受け持つ。ちやうど国鉄の赤字線、それは赤字線だけれども国鉄の赤字線のために、国民全体のためになくちゃならぬところだから、赤字を承知しながら作つていくと同じように、何も私設のものでできるところはそれにかまけておけばいい。できないところは国がやればいい。この精神病のアフター・ケアの問題でも、あるいは精神病院のベッドの問題でも、こういうふうなところにおける国が非常な重点を置いて施策をしていくべきであつて、こういうものが抜けておるといふこと

がおるだろうということは私どもも推測をいたしたわけでありまして、今長谷川委員がお話になりました数字というのは、私が記憶しておるのは三十二年の七月から十二月までに東京都の婦人相談所に来ましたもののうちで、

これは売春婦だけではなくて要保護者もその中に入っておりますが、約二百人に一つはその知能指数を検査したことがあります。その検査の結果は知能指数が八〇以下というのが約五二％という数字が出ております。つまり八〇という数字が出ております。つまり八〇以下の者でありますけれども、これが半分以上を占めておる。従来までに婦人相談所に来た者は、いろいろその実情をよく調べてみますと、どちらかというところだやあるいは頭に自信のある連中はあまり来なかつたようなこともあつたりますから、その数字が一般的に売春婦の知能指数の資料になるかということとはわかりませんけれども、今お話になつた長谷川委員の御論拠には確かになつたというふうな気がするものであります。そこで現在私どもの方でやっておりますのは、婦人保護の更生施設、こ

れが従来十六カ所ありましたのが、その後三十九カ所の予算で四十八カ所に引き伸ばして使いましたから、六十カ所かの施設ができるわけでありす。この規模は私どもは三十人と考えております。今の五人とか十人とかいうことが徹底いたしますことはよくわかるわけでありすけれども、しかし経営の能率化ということを考えますと、必ず予算その他の関係でそういうふうのできるかどうかわかりません。あるいはまた知人等に頼みまして五人とか六人とかいうものを収容して

いたでくような新しいタイプを考えればまたこれは別問題であります。そういう点についても十分研究してみたいと思います。

そこで、今あります施設がどの程度に充足されているかということなんです。売春防止法を制定いたします当時におきましては、売春防止法を施行いたしました場合には、おそらく全国の売春婦の数から考えまして、こういう保護施設の中に相当数が一齊に入ってくるのではないかと、こういうことが考えられておりましたが、ところが案外現在のところ入ってこない、希望いたしません。これは無理に連れてくる施設ではございませんで、そういうような状況等を考えまして、この施設の将来を考えてみますと、今お話のように入ってくるということになるのではないかと、理想に申します。それで、理想的に申しますならば、保護施設の中で、そういった普通の人を保護更生させる施設と、それから知能指数の足りない人を入れておくところと別々にしなければならぬわけでありまして、今の段階ではそういうふうにあまり入り手が無いというふうなことから、一応全部込みで入れていき、まただんだんと機能が分化してくる、こういうことが実情でございまして。今後、今お話しになったようなことは十分考慮に入れて措置して参りたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 この精薄の売春婦をしていらつしやいました婦人たちは、非常に困つたことに、しばしば妊娠して臨月になって飛び込んでくるのです。これが普通の人であればそういうことは非常に少いのでありますけれども、私が預かつてゐるのは二人ともそうです。飛び込んできて話をしている間にもう産気づいてゐるのだから、こつちも全くあつてざるを得ないということになるのですけれども、そういう人たちはほんとうに大事にしてやるということは公立のものではなかなかできません。むしろこれは、私設の社会福祉事業なりがほんとうに一はだ脱いで活躍するべきところだと思ひのであります。それには、今申しましたような三十人以上というふうなところではできない。特別に新しいそれ専門の施設を作るとなれば十人以下では経営できませんけれども、社会福祉事業に専心をしておられます方々の中には、ほんとうにそういう人たちの人権を大事にして、こういうところの熱情を持った人々もあるわけでありまして。そういう人々で適当な施設をお願いをして、やほり国の方でそれを施設としてめんどうを見るところというふうなことにして、少なけれども少いほど二人でも三人でもいい、熱心にその専門家の人々が世話をすること、これをしてく。今もお話しの通りに、こういうふうな施設に案外来ないというの、こういう施設の事情を知らないのです。でありますから、一たび来られまして、人と人と会つ、そのうすると彼女らは、今までそういうふうな純粋な愛情を持って見てくれるということがあると、今まで見たから、ただからだをおもちにされてきただけであつたから、そういう純粋な愛情を持ちました人々に対しては、非常に信頼を持つ、このときには、婦人ともどもに子供のこともとにめんどろを見。私のところでも、そういうわけ

突然飛び込んでこられた人をやむなくお受けいたしました。専門の人がついてめんどろを見ておられます。赤ん坊も一緒に育てるということで、結局母親だけでなしに赤ん坊も一緒にめんどろを見ておられます。これらの人は非常に愛に飼えておられますから、これはほんとうにめんどろを見てやれば再びそういう悪の道に転落しないといける者になる。ところが、そういう事実を知りませんから彼女らは来ないので。今は非常にチャンスだと思ひます。各地のそういう施設が廃業してるときでありますから、今これに十分力を入れまさんとまたどこぞにもぐつてしまふということになるわけであり。私は、これは非常に緊急を要すると思ひます。この点につきましては、一當局におかれてもぜひ十分な配慮をこの際緊急にしろといひたい。そして今のような社会福祉事業として、そういうくわすかのものであつても、これに限つては、こういうふうな場合、精薄の売春婦の人を扱うというふうなことに限りましては、きわめてわずかの入であつてもそれをやはり国が十分バックアップしていくというふうな緊急の対策を立ててもらひたい。これは非常に大事なことです。

それからもう一つ伺ひたいのであります。社会福祉事業の医療施設の医療収入の一〇%というものを患者の医療費の減免に使用するということの御通課を出されたことは承知しております。まあ大蔵省等いろいろの関係でそういうふうになつたのだらうと思ひます。そこで私が伺ひたいことは、この間医務局長でありますか保険局長でありますか伺つたのであります。国立病院の特別会計をずっと見て参りますと、これは滝井委員も非常に熱心に今までやられておられますが、今年度の予算を見ましても、御承知のように料金収入は七十五億四千万円、経営に要する費用は七十億六千万円、四億八千万円の黒字になつておる。五・一%ぐらゐの黒字になつておられますけれども、しかしそれに対して少くともさらに一般会計から入れておられるのが十四億五千万円、そのほか三千万円の金も入つておられますから、それだけ見ましても一九・四%の赤字になるわけであり。これを計算すればそれだけ国の一般会計の方から入れるということになります。そうするとさつき黒字の五・一%を引きましても一四・三%というものが赤字になる。いただきまして資料によりましますと、ここに投下してあります投下資本といふものは、国立病院だけで百三十八億五千万円です。ところが私は総資産の見積り自体が非常に低いものと思ひます。おそらく非常に低いものだと思う。けれども、かりにこれをこのままの資産と見ましても、当然この投下資本に對しまして、もし利子を払うとしますと、御承知のように厚生年金の金を借りるには六分五厘ということになるわけであり。予定利子は五分五厘でありますけれども、実際は六分五厘も払つてゐる。そうすると六分五厘利子を見るだけで少くとも八億九千万円、約九億円、こう考へて参りますと、なかなかどうしてこの利子だけでも一二%の赤字になつておられます。従つて先ほどの赤字と合せましますと、少くとも二六%からの赤字になるわけであり。このほか御承知のようにたとへばこの前昭和三十

十二年に医療審議会ですか何ですか出しました。経営に要する費用ととも、社会通念からすると当然利潤といふものを考へるということに一般の病院ではなつておられます。社会福祉事業でありますから、利潤といふものを考へる必要はございませぬけれども、しかしそれは、火災保険料その他のものを当然考へねばならぬのであります。そうするとこの赤字はさらに大きくなる。社会福祉事業にこれを持つていつてみると、もつと大きくなる。国立病院がこういうことでやつてゐるのでありますから、社会福祉事業の医療事業といふものは、国立病院よりも状況がよいとは考へられないのでありますから、当然もつと大きな赤字になるということであり。こういうことが当然考へられるのに、どうして一〇%をどうして減免のために使わなければならぬといふ御通課を出したになつたのであるか、またそれを真実に実行させる御意思であるか、一つ伺ひたい。○安田(憲)政府委員 私の話の前に、国立病院のことが出ましたので、医務局長から答弁をいたします。○小澤政府委員 ただいま国立病院の赤字の御指摘がございましたけれども、数字の点につきましては御指摘の通りでございます。ただ一番大きな赤字と申しますか一般会計の繰り入れは、御承知のごとくに建物の整備費でございます。旧陸海軍病院の非常に腐朽した建物でございまして、早急にこれを改修しなければならぬ。そこで年々十二、三億の金を使ひまして、これがかつておるバラック建てを整備しておるような次第でございます。

さらにまた陸軍時代のきわめて旧式の医療器具、機械しかございせんので、これを現代的な医療にかなうように機械を入れかねなければならぬ。さらにまた国立病院といたしましては、医療従事者の再教育とか養成とかいうことを一つの重要な任務にしておられますので、非常にたくさん看護婦養成所を持ち、非常にたくさんインターン学生を受け入れをやっております。これの教育に必要ないろいろな設備をしなければならぬし、あわせて高度の医療、一般病院でできないような医療も扱わなければならぬというようなことから、ガンの特別診療センターであるとか高血圧のセンターであるとか循環器等のセンターであるとかいうような施設等をいたします関係におきまして、どうしてもそういう面からの赤字の制約を非常にたくさん受けている次第であります。そういうものを除きまして純粹の収支計算だけから申しますと、必ずしも赤字ではない、こういう実情でございます。

○長谷川(保)委員 その医務局長の答弁はなっております。それは建物の整備あるいはガン・センターその他——私はきょうは武士が刀を忘れてきたようなもので予算書を忘れてきたので、予算書をこまかく申し上げることはできませんが、私が調べたところでは、その新しい設備費なんというものは知れておりますよ。ほんのわずかなものであります。もしたくさんあつても、今の設備全体から見ますと、割合から見ると知れたものです。それでたくさんでありまして、一般の病院もどの病院も医学の水準に合せて絶えず進歩する。ことに社会福祉事業のときは、当然医

学の進歩に合せましてどんどん設備の改善をしていかなければだめです。これは社会福祉事業として公的な性格を多分に持つておりますもののお務めができません。でありますから当然それはやらなければならぬ。また今の建物等におきまして、社会福祉事業は御承知のようにこれに対する資金の融通の道がほとんどありません。わずかに社会福祉事業振興会等々ができませんけれども、これもまたきわめてわずかに一施設に対して金を融通いたしません。これはわずかなものです。問題にならない。ことに医療事業のような非常に金のかかりますものに對しては、社会福祉事業の振興会なんというものはほとんど意味をなさぬという状況です。そうすると、一般銀行は貸してくれといつても社会福祉事業に貸さず、もし返さないとときに差し押えができませんから貸さない。それだから融資の道はないのです。そこで非常に苦心惨たんをしておる。ほんとうに今の社会で認められておりますような医療事業というものは、苦心惨たんをしてその社会福祉事業の医療施設の改善に努力している。これは国立病院の比ではありません。なるほど看護婦の養成もやるというところは、この間も話を承りました。しかし看護婦の養成をやると申しまして、これは少し大きな病院は皆やっております。当然のことです。それから、この間も話を承りましたけれども、退職積立金も共済組合の掛金をしているというふうなお話でございましたが、これは社会福祉事業でも同様でありまして、厚生年金及び健康保険に当然職員を入れております。そのほか退職積立金をしな

ければならないというのが、民間の事業の実態であります。こういうように見て参りますと、償却も、当然健全な経営としてはしなければならぬというふうになつて参りますから、これはもう当然国立病院の経営が一般としては黒字である。しかし、特殊なものがあつたら赤字であるというふうなことは、しるうに言うならともかく、少しでもこの方面を専門に研究している者から見れば、国立病院の方が、はるかに社会福祉事業の医療施設よりも黒字に持たなければならぬという性格を十分持っている。しかるに、今申し上げましたように、国立病院全体を見て、新しい施設に一体幾ら金を使つておりますか。予算書をこらんにしても知れております。新しい機械、センターその他幾らあります。ですから、そういうものはこの病院でもやつていかなければならぬ。むしろ国立病院はそのやり方が足りないから、今日国立病院があまり評判がよくない。もしほんとうの医療をしようとするならば、まだまだその方に資本も入れなければだめです。社会福祉事業だつて同様です。それに十分なものを入れなければ、りっぱにその任務を果すことはできません。だからこれは、今日の国立病院の赤字二六、七〇というものの、あるいはこれは社会福祉事業として考えていけば、もつと赤字になる。こういうところに一〇〇をいふというふうなことは、とんでもない話だと思ふのでありますけれども、一体国立病院の経営について、この間も一般病院に比べてど

日厚生省のやつておることは、今の国立病院から推して参りますと、また滝井議員が指摘しております日赤、あるいは済生会、あるいは健康保険の病院、診療所等から推して参りますと、こういうことにならぬのです。こういうふうな一〇〇をいふというふうなことはなりません。これをいふならば、社会福祉事業施設であります医療施設に向つて、患者のサービスを悪くせよ、医療の水準を低下せよという以外の何ものでもないと思はれる。時間もありませんから、次の機会に譲りますけれども、私のこの主張に對する原因があるから、国立病院は悪いのだという御意見があります。

○小澤政府委員 国立病院の来年度の総支出は、九十一億でございます。これは看護婦の講習会から、本省に關する経費から何から何でも全部ひくるとなつてございます。その中で一般会計から受け入れておるものが大体十五億。その中身を申しますと建築関係が十二億七千万ほどでございます。それから診療センターが七千五百万円、それから先ほど申しました重要な医療機械の設備費が一億三千万円、それから僻地診療とか、あるいは看護婦養成とか、そういうものをひくるとなつて十五億、大体九十億に對する十五億ですから、そういう方面の受け入れの経費が非常に大きい割合を占めておるということ、第一点に申し上げたいと思ひます。

第二点は、毎日々々の運営、それ自体でありますけれども、この前も申し上げましたように、陸軍病院並びに海軍病院は、非常に立地条件が悪いし、建物

その他の配置が不便にできておるのでございます。陸軍病院のときは、これはこの前も申し上げましたけれども、南側に廊下をとつて、北側に病室を作る。そして炊事場とか、あるいは風呂場とか、あるいはボイラー室というものは、それぞれ飛び離れておる。これは、まさに満州の野で戦うために、當時患者なり看護兵なりを訓練するために、わざと使にくく作つたといふのでございまして、従いまして、これを維持、管理するためには、一般病院に比べてよけい人手が必要である。たとえば燃料費等も、相当よけい必要である。御承知のごとく燃料費は、病院経営の大体一〇〇強になつておりますので、燃料費がよけいかかるかからぬかといふようなことは、相当大きな要素になつてゐるわけでございます。また人件費についても申しさうでございます。さういふに、當時の経営に相当金がかかる。また国立病院におきましては、非常に気の毒なボーダー・ラインの人々が、初めからまる健康保険の診療費でもつかかるといふことをしないで、事情によつては減免した金額をもつて徴定しております。つまり、減免した金額で債権を発生させるようにしてゐるのでございまして、さういふ収入の面並びに日常の経営の面におきまして、相当のロスがあるのでございます。これを、もしも一般病院に比べてどうかといふ御質問があつたといひますと、比較する相手もあまりばらばらなので、これはちよつと比較ができませんのでございまして、勢いお答えは抽象的なにならざる

るを得ないのでございますけれども、
そういった整備に要する金が、年々相
当に額になり、経営のロスが三百六十
五日相当積み重なる。かような事情の
もとに、とかく国立病院におきまして
は経営が苦しくなり、一般会計の援助
を受けざるを得ない立場に迫り込まれ
る、さように御了承願いたいと存じま
す。

○長谷川(保)委員 どうも今のお話
も、私を納得させない。国立病院が、
ごく最近で済ました社会福祉事業の医
療施設、これはほとんどございませ
んが、そういうものは、なるほど今お
話になりましたような点でハンディ
キャップを持つてゐるかもしれませ
ん。けれども、戦前からあります社会
福祉事業、あるいは戦後直後で済まし
たもの、これは全く同様のハンディ
キャップを持つてゐます。国立病院
会計を見まして、そして一般の社会福
祉事業と違つてゐるなというものは、
確かにお話のような僻地診療所の運
費や設備です。しかし、これは国全体
でわずか二千八百万円、しかもこれは
年間に五十二箇所きりです。だから、一
箇所四十万円ばかりの金をつぎ込ん
でゐるようなことでは、さつき社会局長
に、一体厚生省は何をするのだ、開業
医と競合するというようなばかなこと
を考へるな、民間の施設がやれないと
ころを国がやるべきじゃないか、民間
の施設がやれるところを、競争してど
うするのだ、ということをし上げてま
した議論がそのまゝいふのでありまし
て、何ら今の社会福祉事業が一〇%以
上の利潤をあげてゐるから、それを片
方へ持つていかなければ税金をとる
ぞなんということは、保険局長も御説

明になつてゐるのですが、私はこの間
も申し上げたのですが、滝井さんの前々
からのたびたびの議論からも、私の今
の国立病院特別会計の分析から申しま
しても、今の診療報酬は八・五%十月
から上げるといふのはどうも私は納得
できない。もちろん診療報酬を上げる
のには国が十分な施策をしなければな
りません。そうしなければだめです。
今のようなことでございせん。しか
し八・五%十月から上げなければなら
ぬとあなたは考へになつたのなら、
なぜ四月一日から上げないのか。また
今のようにずつと分析したところから
申しまして、今申し上げただけを考
へても、これは今の点数単価八・五%
十月から上げるといふこと自体が私は
無理だと思ふ。これはいわゆる奴隷医
業を押しつけることになるという結論
に到達せざるを得ない。この点ついで
に伺つておくのですが、きょうはもう
時間がありせんからこの一点だけを
伺いたいのですが、保険局長はこの前
八・五%十月から上げるのが合理的だ
とおっしゃつたが、一体これでも合理
的だと思へになりますか。

○高田(正)政府委員 医療機関が今の
保険の単価で非常に困窮してゐるう
なことは私も決して考へてはおりま
せん。ただ国立病院がどうであるか
ら、それで非常に多くの医療機関であ
る一般の診療所も同じような状態だ
といふことについては、るる御説明があ
りましたように、若干の特殊性もある
かと思ひます。しかしそれにいたしま
しても決して楽であるとは考へませ
ん。従つて、引き上げたいといふこと
で私もいろいろ検討をいたしました
結果、値上げの幅は八・五%が妥当な

り、こういう見解に到達したわけ
です。これが果して妥当であるかないか
といふことにつきましては、これはも
う先生方からいろいろ御議論がある
ところであります。それからまた上げ
過ぎるといつて怒つてゐる人もおるわ
けなのです。従つてどこが妥当である
かといふことはいろいろ御議論がある
ところだと思ひますが、私もはこの
委員会でも御説明したと思ひますが、
いろいろな計算基礎から八・五%が妥
当である、こういう見解に到達したわ
けです。それから実施の時期でござい
ますが、これは四月一日から私もや
りたいと思つておりました。しかし諸
般の事情で十月一日まで延びたわけ
です。これははなはだ遺憾に存じます。

○長谷川(保)委員 今の点については
きょうは少し突つ込んで議論をしたい
と思ひましたけれども、時間がありま
せんから、これは次の機会がまだござ
いますからやります。最後に社会局長
にもう一点今の問題で伺つておきた
い。今の一〇%減免に使うといふこと
は、あくまで四月からやらせるつもり
でしょうか。四月から九月までは一
〇%ではなく五%でもいい、そして十
月からは一〇%になるようにも伺つて
おります。そういう点一つもう一度、
それをあくまでやるつもりか、やれ
ば、私の意見では社会福祉事業のサ
ービスは低下せざるを得ない、医療水
準は低下せざるを得ないと思ひますが、
それについてのあなたの御意見を承
わつておいて、次の機会にまた伺うこ
とにしまして、これで私の質問は終
ります。

○安田(巖)政府委員 国立病院のこと
につきましては、先ほど医務局長から
お話がありましたことで御了承いた
だきたいと思ひますが、社会福祉事業
の医療機関の診療につきましては、総
入の一〇%というものを減免に使用
する通牒を出したわけでありまして、こ
れは結論から先に申し上げますと、四
月から実施をいたしまして、二年間は
五%という暫定の率を適用してやりた
いと思ひます。これはいろいろまた準備
等もございまして、またやつていく場
合に急激に変化を与えないようにとい
う気持でございまして、そこで五%なり
一〇%なりの減免をやるときになれ
ば、全部つぶれてしまふというやうな
お話もあるわけでございます。社会福
祉事業の医療が特に一般の医療から
劣つたものであつてはならないといふ
こともお説の通りでございますが、た
だ現在をうけた医療機関が社会福祉
事業法における社会福祉事業になつて
おりますのは、この法律の規定から申
しますと、この点はもう長谷川委員も
よく御存じの通りでありまして、生活
困窮者に対して低額または無料の医療
を提供する事業といふことになつてお
るわけでございます。もし低額あるい
は無料でないならば、これは社会福祉
事業にならないわけですから、すから一
〇%なり五%の低額の医療がでない
といふことであれば、これは社会福祉
事業じゃないといふことになるのであ
ります。もしそれは無理だからやは
り前と同じにしておけといふことに
なりますならば、これは社会福祉事
業の中から医療事業といふものを抜
けといふ議論にも逆になるわけござ
います。そういうことも一時私は考へた
こともありますが、昔は、少く
とも今日のごとく社会保険といふもの

が徹底しない、普及化してない、同
時にまた生活保護のような公的扶助制
度といふものがあるから、医療扶
助につきましても同様に徹底しない
といふ点で、実費診療といふものが非
常に意義があつたわけですから、これは社会
福祉事業としては草分けのやうなもの
でありまして、きわめて意義があつた
わけでありまして、今のやうに療養所
などをごらんになると、これは保険、
生活保護であつて、自費患者の關係は
ほとんどないといふことになりまし
れば、そこに低額扶助とか実費とかが意
味をなさぬことになつてくる、そう
いふことを根本的に考へていきま
すと、社会福祉事業の中に医療機関は要
らぬじゃないかといふことになりま
すけれども、私も私といたしましては、
なおそれにいたしまして医療施設を
創設いたしましたという人々のよう
とお氣持であるいはそういう伝統、
沿革といふやうなものもありますか
ら、もしそれでできるならばやつて
いただきたい。そうしていろいろ研究さ
して計算をいたしました結果、まあ一〇%
ぐらいならいろいろな点からやれる
じゃないかといふやうな結論を得たわ
けです。必ずしも私も私が進んでさう
いふことをやつたといふわけではな
いのでありまして、その辺は一つ御承
を願ひたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 今のお話ですが、
最後に一言私は申し上げておきます。
これはもちろん相当な、それをなし得
るだけの診療報酬が与えられておれば
よいけれども、今日健康保険あるいは
国民健康保険、こういうものの実情と
いふものは、先ほど来議論のよう
に、これはもう非常に不当なもので、

それを国から要するに押しつけているわけだ。それだからその中でほんとうの社会福祉事業家であれば、経営者であれば、あくまでそういうような無料、減額というようなことをいたしたけれども、その余裕が全然ない、逆に従業員諸君に対して非常な犠牲を負わせて今日どうやら切り抜けているという事態、ことに社会福祉事業で経営者が今日非常に苦慮しておりますのは国民健康保険の自己負担、これを納めることができない。今日の医療の水準では相当医療費がかかります。医療費がかかりますから、それを個人の負担ではできない。従ってそれが納まらない、その納まらないのを何とかカバーしていかねければならない。しかし内側を見れば職員の給与はきわめて不当なものしか払われていないという事態、ここに真剣な真の意味における社会福祉事業をやろうとする者の非常な苦悩がある。でありますから、診療報酬が今日と変わって、ことに八・五％というようならば、相当な正しい合理的な診療報酬を与えるということになれば、その中からどんなに苦勞してでも、社会福祉事業の経営者は、あくまで今の減免とか無料とかいう人々を何としても見て、自己負担の払えない人のものは何としてもカバーして、今社会局がまことに冷徹に扱っておりますこの要保護者たち、あるいは一部負担の人々を何とかそこであたたく抱いて、こう、こういう情熱を持っていくわけだ。ですから社会福祉事業が今日不要になったというのではなしに、それは今日の事態ではい

い必要なんです。いよいよ必要なんだが、やる能力がなくなっている。一方少しでも共同募金の配分を受けるものは、自分でもって一般募金をしてはならないという制約に押えられている。そこに非常な苦悩を感じているというのが現状なんです。でありますから社会福祉事業に対して、でもし相当な診療報酬を一方において支払うことができれば、それを利用してしまして、今の法制のもとではみ出されまますこの人々の基本人権を守っていくということをし得るわけだ。従って私は一〇％それに使うという制度自体はいいと思うのです。ただ現状においてはそれをやたら大へんなことになるということを申し上げて、大へん長い間恐縮でありましたが、私の質問を終わります。

○森山委員長 滝井義典君。

○滝井委員 労働基準局長がおいでになるまで、保険局の方の見解を先にお聞かせを願いたいのです。旅館業について昨日の保険局当局の御説明によりますと、健康保険法の十四条、いわゆる任意包括の規定を適用してやっていると、そのほかのたとえは温泉町等において、旅館業が健康保険にとられると旅館町における国民健康保険の推進がうまくいかぬ、従ってそれは国民健康保険に大体入れていく、こういう健康保険に大体入れていく、こういう御説明があったわけだ。そこでこれは昨年でありましたか、前に旅館業法の一部を改正する法律案が当委員会に上程をせられたときに、山口公衆衛生局長に対して私御質問申し上げたのでございますが、そのときに任意包括で促進をしていくという約束ができておったわけだ。その後一体公衆衛生

局なり保険局というものは旅館従業員健康保険についていかなる具体的な促進の措置をとったかということなんです。国会というものは、その場その場で法案を通すときだけ政府委員なり政府当局が勝手なことを言っているのを通せばいいというものでない。従って一体いかなる処置をとったか、これを一つ御説明願いたい。

○高田(正)政府委員 私、旅館業を任意包括にしてどんな旅館業の従業員を入れていくのだという約束をしたかどうか、その辺はとも記憶にないでございます。昨日も申し上げました通り、旅館業のようなものは、滝井先生よく御承知のように健康保険法ではいわゆる強制適用の業種といたしておりません。その理由はなぜかと申しますと、その経営の実態なりあるいは雇用の実態なり従業員の実態というものが、健康保険の今のテクニクに乗りにくいような状態にあるということがその理由であらうかと存じます。ただ任意包括という制度もありますので、そういう実態が保険のテクニクに乗り得るような業態になり、それから雇用の実態になつてくれば、これは任意包括という制度もございします。で、そういう制度で包括し得るということでございます。従って私の伺い方が間違つておるかもしれませんけれども、旅館業の従業員を大いに任意包括で入れるために保険局で特別な努力をしたりなんかということはいましておりません。これは他の適用外の業種におきまして同じことでございます。私どももいたしましては、繰り返し申し上げますが、そういう業態が保険のテクニクに乗り得るようになった場

合には、強制適用ではないけれども任意包括の制度で包括し得るということでございます。

○滝井委員 任意包括の場合に、一体いかなる経営の実態と雇用の実態になれば任意包括ができるのか、いわゆるその前提条件を一つ明白にしてもらいたい。

○高田(正)政府委員 任意包括といひましても、適用外の事業の場合と、五人未満の場合と、適用の事業場であっても五人未満であるという場合と事情が変つて参りますけれども、こめて申し上げますならば、事業がつぶれたり起つたり、つぶれたり起つたりするようになった、そういう性格の事業はなかなかかつちりした制度に乗せにくいということが一つ、従つてある程度その企業の基盤が確かであるということが必要であらうかと思ひます。それから従業員との関係におきましては使用関係が明らかになつておること、一体その事業の使用であるのか、あるいは協力者であるのか、どういふ関係になつておること、それから賃金のこと、それから賃金がつかめること、それから従業員があまりに移動性が強くないこと、従業員が二カ月したらかわる、しょっちゅう従業員がかわつておること、こういうふうなことであります。保険料を徴収いたしましてたり給付をいたしましてたりする面で非常に工合の悪いことが出てくる。大体のところを申し上げてみますと、さういふことであらうかと思ひます。

ただ今申し上げましたほかに、実はこれは滝井先生も前に御指摘になりまして御存じだと思いますが、二十九

年か何かに私ども通牒を出してござりまして、報酬月額が健康保険の平均報酬月額に比較して著しく低額であること、賃金が非常に安いというふうな場合、これを任意包括として承認をいたすには若干不適当だといふ条件も合わせて二十九年の通牒には入っております。この点につきましては、ただ私どもは三十三年度以降につきましては、かような賃金が低いからというところで任意包括を断るといふふうな取扱いはいたさないつもりでございます。ただ言葉をもう少し端的に申しますれば、この通牒の修正をいたしたい、かように考えておるわけでありま

す。

○滝井委員 すでに明治以来大きな基盤を持つてゐる日本の旅館業というものが、今保険局長が説明したようなつぶれたり起つたりするような経済基盤のない業種であるかどうか。また従業員との間の使用関係が不明確なものであるかどうか。それから賃金というものが旅館業の従業員ではつかめないのかどうか。それから従業員の移動がひんぱんかどうか。私はこれらの四つの条件は全部指定されて旅館業は確立されておると思うのです。これはあなたはどうお考えになつておるのですか。

○堀政府委員 旅館の従業員の実態につきましましては、旅館業主との間に使用従属関係があるのでありますから、労働基準法の適用につきましても、労働基準法の適用があることは当然であらうと思ひます。ただ旅館の特殊性がありまして、一般の工場労働者とまたおのずから違つた面もいろいろあるわけでございますが、しかし根本は労働関係であることには間違ひはありませ

ん。また旅館の従業員の移動等につきましては、やはりこれもその特殊性上一般の工場等よりもや移動率は大きいのが事実ではないかという工合に考えておりますが、それも別に労働関係を変革するというようなものではないと思ひます。それから賃金の面でございますが、これもやはり労働関係があります以上、使用者が報酬として女中さんに払うものは、これは言うまでもなく賃金であるわけでありまして。ただ今までこれはわれわれも遺憾に思つておるのでございますが、この旅館の中におきましては、大旅館等は別といたしまして、中にはその労働管理がきつめて封建的であり、近代的不なといふのが多く、そのため賃金額がどのくらいであるかということが必ずしも明確になつておらないようなところも若干見受けられるわけでございます。そのようなところにつきましては、やはり賃金をどのくらいもらつておるかというものがわかりませんので、これはもう基準法の面から申ししても違法でございますし、労働管理自体の面からもきつめて封建的なものでございすから、われわれといたしましては最近はその関係を明確にさせるように、この点にも特に重点を置いて指導しておるところでございます。なお旅館の基盤が不安定であるというふうなところ、これはその場所なり態様なりによりまして不安定なところもございし、またさきわめて安定しているところもございし、と思ひます。

○滝井委員 今の基準局長の御説明は保険局長おわかりだと思ひます。大層論としては旅館も任意包括の中から拒否する理論的な根拠は何もないといふことでは、しかも健康保険の任意包括、十四条の対象としては適格な条件を備えておる、こう思ひます。そうしますとあなたの方においては、たとえば昨日も問題になつておりました山形県のごときは加入してない、拒否しているのです。こういう事態があることは、これはあなたの方の通牒がどうしてゐる、現地ではいつてゐる。そういう行政、とにかく一つの内閣のもので労働省の基準局が考へておることと厚生省の保険局が考へておることが違ふといふことは、私はおかしいと思ひます。しかも昭和三十三年までには皆保険をやられるのです。その場合にはいふゆる雇用関係がある者は、これは理論としては健康保険に入れることが当然なんです。それを昨日の小澤さんの答弁では、どうも温泉町あたりでは、温泉の者が健康保険に入つたら国民健康保険がきぬのだといふので、それがそれなら健康保険を市町村の単位はやめて県の単位にした方がいい。県の単位にした方が負担が広く希釈されるから、ますますいい保険がでる。だからそういう点において、旅館業が今のような状態で、きつめて不当な労働条件が、今局長が言われたような封建的なものが残存しているといふ中において、そのまま私たちが見のすわけにはいかぬと思ひます。皆保険政策をやろうといふならば、少くともまず健康保険で救ふところを救つていかなければならぬ。国民健康保険は、あなた方は二割五分しか金を出しておられぬ。これで皆保険がでますか。しかも五分は調整交付金という変なものになつてゐる、といふことでは絶対にできない。そうだとするならば基盤の確立

をして昭和二年以来三十年の歴史と伝統を持つてゐる健康保険に入れていくことが当然だ。しかも傷病手当金がついておられますから、そういう点で一つ次官に御答弁願ひたいが、一体厚生省は、今後旅館の従業員も一人か二人しかおられないというふうな非常に例外的な場合は問題がいろいろあると思ひますが、しかし一応の原則論としては、旅館の従業員は申し出があるならば任意包括としてやつていくという基本方針を確立できるかどうか、御答弁願ひます。

○高田(正)政府委員 私が先ほど申し上げましたことは、旅館業といふものにしほつて申し上げたのではなくて、任意包括のいろいろな条件といふものであります。ところが旅館業といふものでも、たとえば従業員の浮動性の問題につきましても、旅館一本の場合と料理業を兼業しているような場合あたりは、なかなか浮動性があるわけですね。料理屋を兼業しているような従業員は相当かかつてゐるのは事実であります。それから賃金の形態もたしか幾らかは払つておるでしょう。固定給といふものがありましようけれども、しかしチップといふもの、そういうものが大部分その収入になつておる。それを一体どういふふうにかんていくか。それから健康保険で、いわゆる賃金といふものは、標準報酬の中に算定するものは現物で給付するものもあり、現物で給付するものも賃金の中に算定していくわけでありまして。そういたしますと食事を給与されてゐるか、あるいは家によりましては衣服を給与されてゐる、いふようなものも全部標準報酬としてつかんで参るわけ

あります。そういったしませんと、他の被保険者と非常に不公平な取扱ひになつてゐるわけでありまして。その辺のところは私は旅館業を一本に論議をされる場合には、非常に保険のテクニックに乗せる場合には骨の折れる事業もありはせぬかといふことを言つてゐるわけでありまして。しかし旅館業といひましては、もつちり保険のしかけに乗つてくる業態もありましよう。従つて私どもといたしましては、旅館業の従業員をどうするかといふようなことは、私どもの立場からは論議がいたしかねるものでありまして、その業態をつかまえてみて、それが保険のしかけに乗つてくるのに無理のないようなものでありますれば、これは任意包括という制度でできるだけ吸収をして参りたい。これはあえて旅館業だけに限らず、今日の強制適用以外のいろいろな業種の従業員につきましても同じような考え方でございます。そういうことを私どもは考へておるのでありまして、旅館業だから全部任意包括を認めるのだとか、あるいは旅館業だから全部断わるのだといふ考え方ではないのでございす。

○滝井委員 私は原則論を尋ねてゐるのです。旅館業の中でも今あなたの御説明のようにきつめて浮動性があり、賃金の形態も明白につかめないといふもので、今ここで一律に全部任意包括にせよと言つてゐるわけではない。原則的に旅館の従業員といふものの形態を見てみますと、さういふあなたがおあげになつた四つの条件は全部指定できる可能性のある資格を十分備へてゐる旅館も相当あるのだといふことなんです。だから原則として、任意包括

たいと考えているわけでございます。
○滝井委員 そうしますと、少し具体的に聞きますが、今まで任意包括で加入している旅館は相当あるはずなんです。一体これらのものはいかなる事情と条件によって任意包括を適用していったのか。

○高田(正)政府委員 任意包括を認めるかどうかというのは、たしか都道府県知事に権限を委任いたしておりますので、私どもの方で出しております認可基準に適合すると認めて都道府県知事が承認したところがある、あるいはそういう旅館があるということであらうかと思ひます。

○滝井委員 大事なところになると都道府県知事に委任していると逃げられますけれども、許可する場合には当然あなたのごころに内意を伺いに来ているはずである。内意を伺わずに勝手にやるということとは私はないと思う。だから内意を伺いに来ていると思ひます。一体どういう都道府県でやっているのか。具体的にわれわれが考えてみると、温泉旅館なんかの非常に多い熱海とか別府はやられているだらうと思うのですが、温泉地にはかり旅館があるわけではない。だから逆に言つて、一体いかなる都道府県だけが旅館業者を健康保険に加入せしめていないのか。何県と何県ですか。

○高田(正)政府委員 県別の資料は私たていま手元に持っておりません。従つて、ただいまの御質問にはお答えをいたす準備がございません。

○滝井委員 これは昨日もたれか聞いておつたので、きょうもまたやるのですから、お調べになつておいてもらふぬといふのです。どうしてこの問題

を言うかという、結局旅館の従業員の特遇がきつめて低いということなんです。旅館にわれわれが泊つた場合、女中さんに聞いてみても、健康保険を持っていいるというふうなものはない。多い。多たるものですか。昨日山下女史も口をすっぱくして言つておりました。持っていない。それでは何人おるか調べてみると、三人や五人ではない。何十人とおる。それだけたくさんの方が働いておつて、しかも封建的な劣悪な労働条件でやられておる。石田労働大臣は、昨年の春季闘争以来、政府も法律を守るから労働者諸君も法律を守れと胸をたたいた。一体こういう劣悪な労働条件のもとに置いておいて労働基準局は何をしているのかというのです。総評とかなんとかいう強いものには右の剣を抜いて頭からたたいていくけれども、こういう零細な労働者はなぜ左手にコランで早く救つてやらないかというのです。そういうこととなら基準監督署はなくてよい。高い給料を払ふ必要はない。それでわざときょうあなたに來てもらつた。昨日は鈴木さんが來て、るる御説明を伺つたけれども、納得がいかない。か弱い未亡人その他が働いておるところに健康保険というものをやらぬ。それで労働基準法はうまくいかぬ、旅館は特殊性があるというが、一体旅館に特殊性があるか。いかなる職業でも特殊性を持たないものはない。特殊性があるからこそ労働基準法施行規則二十七条やあるいは法六十二条等でびしゃつと例外規定を作つて、九時間やれとか深夜業はどうだとか作つてくれている。その特殊性の通り基準法のワクの中でやつてくれたら特殊性というものはな

いはずである。あなたの御説明の中にも、基準法は適用しておりまして、これは工場労働者と違う特殊性だと言つて、健康保険における五人以上の被保険者となるいわゆる強制適用の事業場というものは「イ」から「タ」まである。社会福祉事業法のところまで適用されるのです。社会福祉事業なんというものは、さいぜん長谷川先生が言つたように、きつめて特殊性がある。そういうところまで強制適用になつていゝ。どうして旅館だけが特殊性のゆゑをもつて任意包括でも拒否されなければならぬかということである。これは明らかに両方の責任です。労働基準局ももう少しふんどしを締め直してやつてもらわなければならぬ。あなた方がふんどしを締めれば賃金が確立し、雇用関係が確立します。有無を言わさず保険局がやらざるを得ない。昨年以來旅館業法は二回目の改正です。労働省と厚生省は話し合つたかどうかということ。昨年基準法の問題はこでずいぶん論議をしてゐる。健康保険についてでも論議した。私は健康保険について山口公衆衛生局長さんに質問したところ、促進をいたしますという言明をしておるが、ちつとも促進してない。これはまず堀さん、どういう工合にあなた方は御相談されたのか。

○堀政府委員 ただいま滝井委員のお話にありましたように、旅館従業員ももちろんこれは労働者でございますから、労働基準法の適用があることは、もとより当然であるとおわれは考えております。また特殊性云々というところがあつた。先ほども私は特殊性という言葉を使つたわけでござい

が、これは別に特殊性があるから監督を骨抜きにする必要がある、こういうことを申し上げたものではございせん。たとえば移動性があるというやうな問題について工場労働者と違つた特殊性があるという意味で申し上げたのでございまして、われわれといたしましては、特殊性があるから基準法適用があつても監督を骨抜きにするというやうな意味では毛頭ないことを御了承願ひたいと思ひます。なおこの旅館従業員の労働基準法の適用につきましては、これは率直に申し上げまして、從來は一般工場労働に比べまして、基準法がなかなか守られていなかったというのが実情でございまして、この点につきましては、われわれも遺憾に存じておる次第でございまして、そこでこの旅館業法の改正等につきまして、厚生省の方からもわれわれの方に相談がありまして、われわれの方といたしましては、この旅館従業員の労働条件の確保ということとは、他のあらゆる法律を施行する場合にもまず前提であるという工合に考えまして、昨年以來は特にこの旅館従業員の基準法の順守につきましても、われわれとしては重点を相當置いてきておるつもりでござい

その例を具体的に申し上げますと、たとえば昨年の末の労働基準局長の全国会議の際におきまして、この旅館従業員の労働基準法適用問題については指示をいたしました。また本年初めに、私から全国の労働基準局長あてに旅館の従業員の労働基準法の適用の順守について、やはり重点を置いてやつてもらいたいという通達を出しておるわけでございまして、われわれとしても相當の努力をいたしておるわけでござい

ざいます。ただ、お話のようにまだ旅館従業員の労働基準法の適用が円滑にいつておらないというところはわれわれとしても遺憾に思つておりますが、遺憾に思つておりますだけに、今後におきましては、この面におきまして、われわれとしては重点を置いて基準法の適用を順守させるようにやつていきたい。またそれと同時に、やはり旅館におきましてその当事者が法律を守るといふ気分にならなければ、これは単に取り締るということだけではなかなかうまくいかないものでありまして、その意味におきまして、各県におきましても最近当事者と話し合ひをいたしまして、基準法の線に沿つた労働管理が行われるやうに努力しておるところでござい

す。たとえば一つの例を申し上げますと、和歌山の基準局におきましてはこの旅館の従業員の労働条件、それから基準法の順守につきまして業者を指導してきておるわけであります。この和歌山県の旅館業者の理事会におきましても、最近従業員の待遇改善、それから労働基準法に沿つた労働管理につきまして申し合せを行ひまして、この四月から実施することになっております。すなわちたとえば休日や明確にするということ、就業規則を具体的にきめて、賃金その他についてもはっきりときめていくということ、あるいは交代制とか当番制というもののについてもしっかりとやつていくやうな申し合せをしてやつておつたのでござい

われわれとしては一面においてこのやうな指導をいたしますと同時に、今後この問題につきましてこの間において特に悪質なものにつきましては、もとより法律の定めるところによつて強硬な

第一類第七号 社会労働委員會議録第二十八号 昭和三十三年三月二十七日

態度をもって臨む、このようなことでは、いざという時に困るわけでありませう。

○滝井委員 昨年以来通牒を出されて、重点的に旅館の基準法の順守を督促をした、こうおっしゃった。下部の旅館の従業員諸君の話を聞いてみると、積極的にやっておるところは一方、所ぐらいしかないというのです。一体通牒がいってあるかどうかどうだろう、かということに従業員諸君は疑っておるといふ報告が私の方からあった。私は一、二カ所基準監督署に行ってみましたが、基準監督署というものは待遇は哀れなものです。まず第一に出先の基準監督署には自動車が一合ない、これでは広い管内を回っている災害の監督から今言ったような旅館の基準監督を指導するなんてことはできません。私は実はきょうは労働大臣にきてもらって、末端の基準行政というものは今のような姿ではいかぬということを言いたかった。自動車がない、機動力がない、基準監督行政というものは機動力なくしては絶対できません。災害が起つたらすぐ飛んでいかなければならぬ、あるいは今言ったように機動的に調査に回らなければならぬのに、自動車一台ない。たとえば小倉のような大きなところでもありません。われわれのような炭鉱地帯で災害の発生するところでもない。こういうことでは幾らやれといつてもできない、旅館のような小さいところを相手にしてもどうなるかということになる。まあおぼろげにわかるということになる。だから笛吹けども民脂らずという格好になっておる。この点はこの際基準監督行政については堀局長さん努力

をしてもらって、予算も取って機動力をある程度強化しなければ、あなたが幾ら百枚の通牒を出しても、百日の説法何とかにたつてしまふ。今あなたの心意気は私は社として受け入れたいと思ふ。ぜひわれわれも及ばずながら助力をいたします。従つてまずぜひたくさんさんのものを一回に行政をやろうと思つてもできません。やはり各個撃破でいかなければならぬ。旅館が前の国会で問題になっております、だから旅館を重点的にやる、一挙に基準法を押しつけるというものは無理でしょう、零細な旅館もあるのですから……行政の重点というものをまず旅館で一つ実績を上げてみる、こういう形でやっていた方がいい、こう思うわけですね。それからそれに関連して保険局の方でも任意包括のテスト・ケースとして特殊性があるといわれておる旅館を一つとってみるということになりますと、あなたの方の厚生行政と労働行政がそこで一本の姿になつて出ていきます。と、旅館というものは二、三カ月のうちに見違えるようになります。従つてぜひそうしてもらいたいと思ひますが、そういうことは高田さんできますか。

○高田(正)政府委員 十分検討してみたいと思ひます。私の方といたしましては、基準局も同じだと思ひますが、旅館業だけを取り上げるといふことは非常に骨の折れることです。むしろサービス業というものは一番保険のしかけに乗りにくい業態なんです。それでありますので、特に旅館だけを積み上げて、先生仰せのように、ここに重点を置いて施行するということは若干無理がありはせぬかと思ひますけれども、しかしだんだん旅館の業態というものが変わつて参りましてかつちりしたものにたつていくことであらば、これは大いに研究の余地があると思ひます。御趣旨のこともございまして、一つ十分検討させていただきますと思ひます。

○滝井委員 局長さん、この段階でそういう逃げ口上はだめだと思ふ、積極的にやつてもらわなければ……あなた方は皆保険をやるのだから、国民健康保険だつて同じですよ、把握することになると、もっとも変わったところはない。ただ傷病手当金がつかつかないかだけです。国民健康保険法が全面的に解消されて、傷病手当金以外はほとんど右へならえです。運営の主体が市町村になるか保険者かという違いだけで、本質的にはそう変つていないと思ふ。そうすると、これらの従業員というものは国民健康保険にもいけないうもの、健康保険にもいけないうもの、健康保険にないけんといふことになつたら大へんだ。だから形勢としては失業保険が今後五人未満の事業場にもできていく形になれば、任意包括の失業保険ができていくとすれば、当然健康保険においても任意包括を促進する態勢をとらなければいけないう、一方において労働者に適用される失業保険がある、一方においては国民健康保険というやうなやうなやうな行政を行なつてはならない、今あなたは努力をされるということですから、ぜひ努力をしてみたいと思ひます。

次に基準局長さんにお尋ねします。が、旅館の従業員をやめた場合に、旅館には地区によつて一定の期間その地区の旅館やなんかで再就職しちやいかぬというやうな業者協定もあるのです。が、そういう業者協定があることを御存じですか。

○堀政府委員 私は今のところ承知しておりません。

○滝井委員 昨年鬼怒川で、何か二カ月前ハン・ストみたいなものが行われた。これはやはりそういうことから起つておるらしい。問題はやつぱりこ

ういうところなんです。結局基準監督署に機動力がなくて、おそらく人的構成も不足しておるからだろうと思ふのです。これは河口湖なんかにもあり、どうも至るところにあつたらしい。それは表面には出てきていないが、最低賃金が業者間協定でやられると、僕らこういうことになりはせぬかと思つて心配している。もう上げた業者は村八分だといふことになりはせぬかと心配するのです。就職さえもが、AならAの旅館に雇われた人がそこをやめると、今度は次の旅館に就職するのを二カ月とか、はなはだしいうところは五カ年も雇つちやいかぬというやうな業者間協定があるといふことを聞いておる。これじゃ旅館の従業員は大へんです。一体なぜそういうことになるのかと思つたら、お客さんを一緒に連れていくんだそうなんです。番頭さんがその旅館をやめて隣の旅館にいくと、今までそこに来ておつたお客さんを、隣に移るときに一緒に連れていくからいかぬのじゃというやうなことだそうなんです。これをあなたの方がお知りにならないか。かたといふことは、結局そういうこととがなれないと見られておるんだが、私の耳にはそういうことがあるということが入つておる。これはまるつきり封建時代以前ですよ。こういうことが基準局長さんのお耳に入つてないとい

う。われわれの耳には入つておるといふことなんです。こういう点についても、もう少し監督行政をやつてもらわなければならぬが、旅館の旅客の不払い宿泊料が、従業員の責任にないに

なつておるというやうなことが行われておりますか。

○堀政府委員 旅館の従業員の間におきまして、たとえばだいたいの不払いの場合、あるいは器物損壊というやうな場合には、これを従業員の負担にするというやうな事実があることは聞いております。この点については、これは基準法上の問題としては、たとえば賃金からそのまま差し引くというやうなことがありますが、基準法違反のおそれもあるわけですね。またいろいろ問題もあると思ひます。また基準法は言うまでもなく、最低の労働条件の基準を定めるものでありまして、最低基準の上において合理的な労働管理を当事者の間において話し合つてやつていくという場合に、このやうな慣行は必ずしも好ましくないといふ工合に思ひます。そういう点につきまして、これは今後旅館の当事者間において労働管理の合理化と近代化をはかるために、十分話し合つていただきたいと思つておるのでございます。

○滝井委員 今のやうな非常に極端なことが、結局局長さんも言われたやうに、封建的な労働関係が行われておるところには行われがちなんです。その他にも今あなたが言われたやうに器物やら備品が破損したら、それは賃金から払わぬでも、お前のお客のところをやつたものはお前のところで払え、という形が、弱い未亡人その他が働いておるところ、そこを首になつたら

はずです。だから厚生省の課長さんと労働省の課長さんを比べてごらん下さい。大学卒業の年次もぐつと労働省の方が若いですよ。隣りに厚生省の方がいらつしやるから比べてごらん下さい。必ず若い。ところがその若い人たちがいつの間にか労働省の牙城によって、今や彈正の方になるなんて、分れたときの精神を忘れてはならない。もう三代目になると貸家とから様で書くように労働省がサービス機関でなくなったら大へんだと思うのですよ。そういうことで今の基準局の行政というものには、もう一回反省し直す必要があると思う。そしてこういうところを、もっとやはり局長さんを中心に、大臣にも言うべきところは言うし、それで下に対してはもっと辭を低うしてサービス行政をやっていく、こういうことでなければならぬと思う。きょうは私緊急上程の約束をしておりますから、まだたくさん材料を集めてきましたけれども、くどくどと申し述べたくありません。しかし私はいつも一ぺんやります。やったことは必ずやる男ですから、これからしばらくあなたの行政を見守りますから、ぜひやってみてほしいと思う。

次に旅館業法の八条三号関係の営業の許可取り消しあるいは営業停止ですね。一体これは具体的にどういう工合に実施していくかということなんです、これは病院なんかは指定の取り消しというのがある。ところが大きな病院などというものの、たとえば大学病院なんか、保険医療機関になると、指定の取り消しというものは實際問題としてできませんというのが、高田さん、今までの保険局長さんの答弁だった。

○**尾村政府委員** 八条の違反の中で大きく分けまして、旅館業法のいろいろな施設基準あるいは許可の基準等に違反した場合、それから昨年改正のときに入りましたいろいろな風俗関係の罪を犯したという、この二つに大きく分けられるのでありますが、そのうちの旅館そのもののいろいろな条件に合わぬというものは、これは以前からそ

れに基いてやっておりますので、それれに改善命令を期限つきで出すというふうに、指導的に改善させております。どうしても悪質で、違反のまま無視して継続するという場合にこれを取り消すあるいは停止を命ずる、こういうことで長いことやっております。むしろ一番問題は、今のお話のほうも一つの方の風俗の違反問題、新しい方が主ではないかと存じますが、これのほうは昨年警察庁と厚生省の間で取りきめをいたしまして、どうやってこれを取り消しを実施するかという手続関係を取りきめております。すでに昨日も御説明申し上げましたが、最近もうすでに二県で具体的なこの法の改正による取り消しが、営業停止が行われました。すなわちこれらの罪を犯したということと検挙をせられて送検をさされる。その中でこの旅館営業をする場

といましては大きいからとか小さいからとかいうようなことでなくて、この風俗営業の方はあくまで当該営業に関して犯した罪に基いてでございますので、将来またそういうようなことを未然に防止するというような建前前で、今の手続に従ってこれは実施しておりますし今後もしやしていく、こういうつもりでございます。

前者の問題につきますと、従来旅館業法の施設その他の違反は、比較的大きい旅館に少いわけです。どうしても小さいところで炊事場の方が不適正だといふあるいはきめられた基準が守られないということ、小旅館に比較率が多かったことは事実でございます。これはあくまで旅館業法の基準に違反という観点で照らしておるわけでございます。

○滝井委員　もうベルが鳴りましたから、もう一、二ありますけれども、とにかく最終的には聴聞会を開いて、その意見を聞いて初めて取り消しなり営業停止の処分をやる、こういうことなんです。ぜひ一つそういうものにきちっと——警察その他のだけの胸三寸でやるというふうなことのないように、ルールをきちんと踏んでやってもらいたいと思います。聴聞会その他のことと

○森山委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議ないと認め、そのように決しました。

午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時五十分開議

○森山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、社会福祉事業法の一部を改正する法律案及び内閣提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、質疑を続行いたします。堂森芳夫君。

○堂森委員 政府にお尋ねいたしますが、日本全国の身体障害者の実数について御説明を願いたいと思います。

○安田(巖)政府委員 昭和三十年の十月に調査をいたしましたときに、これ

は十八才以上の成年者の数でございませうけれども、七十八万人が身体障害者として認められておるわけであります。

○堂森委員 私が見た数字では、たしかやはり局長の答弁のように七十八万五、六千人、こういうふうな記憶しておるわけでありまして、その中で重度の身体障害者はどれくらいあります。

○安田(農)政府委員 大体重度と申しますと、一級、二級、三級くらいまでございまして、これが約三十四、五万だと承知いたしております。

○堂森委員 重度と申しますと、失明者、両足、両手が無いというような全く労働力を失った人たちが含まれていると思うのです。これらの人たちが三十数万ある、こういうようなわけでありまして、これらの重度の身体障害者で、生活保護法、恩給、軍人恩給、厚生年金というふうな何らかの形で生活扶助というか、生活保護というか、公的にそうした物質的なものを得ておる人たちの数はどれくらいございませうか。

○安田(農)政府委員 今ちょっと資料を持ち合せておりませんが、生活保護を受けておられますのは、大体身体障害者の中で三割から四割くらいになつておるかと思つております。あとでまたすぐ資料を取り寄せまして確かにお返事を申し上げます。

○堂森委員 しかし局長、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案をここに提案して審議するときに、三十数万の重度の身体障害者の中で、どれくらいの人が生活保護を受けているとか、恩給をもらっているとか、そうした何らかの物質的な収入があるとかいふこ

とがわかつていないということは重大な問題だと思ふのです。私は何千何百何十何人というこまかい数字のことを申しているのじゃないのです。大体どれくらいの人がおるかという御答弁が願えないということはおかしいと思ひます。

○安田(農)政府委員 生活保護のお話しがございしたので、正確な数字がわからないと申し上げたのであります。が、大体普通の世帯に比べると、被保護率が二倍以上になつてゐる状況でございまして、それから身体障害者個人としては収入が皆無であるとか、あるいは五千円以下の収入の者が相当数あるわけにございまして、ただ生活保護は御承知のように世帯単位でありまして、家族に扶養されてゐるという状態が相当あるために、先ほど申し上げましたように、生活保護ではそれほど多くはないということにございまして。これは昭和三十年の十月十五日現在の調べでございまして、全然無収入というものが四六・六%、それから千円までというものが二・六%、千円から三千円までというものが一・一%、三千円から五千円までというものが九・一%、五千円から一万円までというものが一四・五%、一万円から一万五千円までというものが七・五%、一万五千円から二万円までというものが四・四%、二万円から三万円までというものが二・二%、三万円から十万円までというものが一・五%、十万円以上というものが〇・五%、わからないというものが〇・一%、これは身体障害者が自分で勤労をして収入を得るものでございまして、家族の資産の状況といったようなことは抜いた調べでございまして。

○堂森委員 私がそうしたことをお尋ねいたしましたのは、身体障害者に対する福祉という問題を考えるときに、これは根本的な問題であるからでありまして、そこでこれは私の記憶違いかもしれませんが、身体障害者の中で重度の身体障害者は約二十七万くらいあり、その中で生活保護、恩給、厚生年金というふうな収入が入ってくる人たちは約一万余千人ではないかというように記憶してゐるのです。これはあなたのところから出されてゐる厚生白書で読んだところでありまして、たしか一万五、六千人しかそういう援護を受けてゐない。あとの二十五、六万人はそれのままであるという状態だと思ふのですが、もう一べんお調べ願つて御答弁願ひたいと思ひます。

○安田(農)政府委員 私が今申し上げました数字もこの厚生白書の中に出ております。ただこの重度というものの取り方でございまして、かりに一級、二級、三級ということになりますと、もう少し数字が多いのではないかと思ひます。

○堂森委員 そこで米田政務次官がおられますので、お尋ねしたいのですが、身体障害者に対して年金というものを支給せねばならぬ。こういうことについては前厚生大臣当時からたびたびそういう意向がこの委員会、あるいは予算委員会というふうないろいろな委員会でも表明されておるわけですが、一体政府は来年度から無償出による身体障害者に対する年金を作つていく確信があるのかどうか、一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○米田政府委員 年金の問題は最近とみに重大な論議になつて参りました。

障害者の方だけでも先にやれ、こういうような意見のあることは十分承知いたしております。しかしこの年金の問題は、ただ年金という形式だけをやるたものでは年金の精神は貫徹できないのであります。年金制度の必要性の根本にさかのぼりまして、何ゆゑ年金が必要か、その必要性を満たすような結果にしなければ、形式だけ年金をやつても意味がない、そういうような観点から各方面にわたつて実はこの問題を調査をいたしておることは、堂森委員御承知の通りでございまして、身体障害者だけ先にやるということは、今のところ実はそういう方向では考えないで、全般的に、身体障害で困つておる者も、ひとしく国民の困つてゐるという点は同じでございまして、そういう点を考慮いたしまして、できるだけすみやかに踏み切る、その踏み切つた場合には相当の額の国庫の負担となることは明らかでありますから、一年、二年実行してまたやれなかつたらやめだという姿ではいけないと思ひますので、十分各般にわたつて正確な調査を

実はやつておるわけでございまして。明年はこれらの調査を徹底いたしましてできるだけ早い機会に実施できるようにという考えでありますが、しからばいつできるか、明後年できるかという問題は、今のところその調査を熱意を持って進めたいと思ひますが、調査を進めましたところでなければわからぬと思ひますが、そう長くはないうちに、ちろんこれはやらなければならぬ、こういうような現在の状況でございまして。

○堂森委員 どうも政務次官の御答弁わからぬのですがね。年金制度を形式

のために出す、それからほんとうに必要な人に——どうもよくわからないのですが、とにかく私がただいま申しましたのは、身体障害者の福祉法の改正法律案を審議しておりますから、従つて身体障害者に年金を出すのが来年度から実現しますか、こう言つたのです。私は身体障害者だけ出せ、そんなことは言つておりません。そこで今度の農林漁業団体職員共済組合法案とかいろいろあつた厚生年金に附帯していくような年金が次々に出てくる、こういうようなことで、われわれの質疑に対して厚生大臣は、国民年金制度を早急に確立して、そうした体系が複雑多岐にわたつていくようなことを防ぐというふうな答弁もしておられるわけですが、身体障害者には年金制度というものはぜひ必要であります、他にもございまして。とにかくできるだけ早い時期にということですが、そうすると来年からやる準備はできないのでございまして、その点いかがでありますか。

〔委員長退席、植村委員長代理着席〕

○米田政府委員 ただいま私お答えしましたのが、少し回りくどく申しましたから、おわかりにならなかつたかと思ひますが、年金制度をやるやり方にも申しわけの金額を年金として出すやり方もあると思ひます。私それを形式的の年金制度、こう言ひました。私らの考へておられますのは、年金制度の必要性を考へて、それを満たす程度のもの、実施するとすればすべきである、こういう意味で申し上げたのでございまして。それからこれはいづれの年金につきましても言へることだと思ふ

のであります。身体障害者の年金について明年から実施の用意ありやいなや、こういうお尋ねでございますが、これはまことに遺憾ながら明年度からは実施できません。三十二年、三十三年、これは御承知のように調査費が予算に計上されております。これは十分的確な調査をいたしまして、その上で踏み切る、これはやらなければならぬことであります。以上、一年や二年やって国費がまかなえないというようなことでやめるわけにはいきませんし、各方面の問題を十分検討してやらなければいかぬ、そのために調査を進める。調査が二年かかるじやないか、こういうおしかりがあるかも知れませんが、これは事柄が相当大きな問題であります。身体障害者だけの問題ではございません。国民一般に年金を考へておりますのでそれに包括して身体障害者も考へていく。身体障害者だけを先にやるかどうか、この問題については政府としてたまたま結論が出ておりません。また御承知のように内閣の社会制度審議会にもこの問題は諮問してございまして、大体五月ごろにこの答申があるやに予想いたしております。それらの答申を見まして、十分御趣旨に沿うようには努力いたしますが、明年度からやるということは、政府としてたまたま言い切る用意はございません。

○堂森委員 それは政務次官、われわれとしてはどうも納得できませんです。よ。ということ、厚生大臣は、私がこの席で質問いたしましたときに、ついでにだつてあります。厚生省の今までの年金制度に対する態度はどうも上すべりであつた。私は上すべり

という意味はわからないのです。選挙じやあるまいし、上すべりという言葉はおかしいと思つたので、そのとき言葉じりをとらえてよつぱと言おうと思つたのですが、まあ言わなかつたので、今まで非常に机上論が多かつた、調査々々が多かつた、そういうことをしておるから、それで他のいろいろな団体が年金制度を次々と別々に作つていく結果になつてしまふ、早急に具体策を作りまして、われわれは一日も早く——もつとも来年からとは言つておりませんが、しかしきつめて近い時期に年金制度の家を作つて実行に入ります。来年はできません、そんなことを言つておられません。それからまた大體厚生省における調査というものは、本年度と来年度と、この二年間でできないことではないと私は思ふのです。またあなたはいくら財政のことを言つていらつしやいます。年金というものはそれによつて生活が全部ささえられていく、こういうものではないと私は思ふのです。たとえばかりに月に一千円か三千円年金が入る——多い方がいいですけれども、それでも老人あるいは老人の家庭あるいは身体障害者あるいは未亡人家庭がどれだけ助かるか知れません。もちろん年金によつて人間並みの生活ができるかということですが、これはできればいいですけれども、なかなかむずかしいことです。従つて政府は来年からやれないのだ、こういうことでは厚生大臣が先般もたびたび答弁されてゐることは非常に違ふと思ふのです。もう一度確かに来年はできません、こういう御答弁になるかどうか御答弁願ひたい。

○米田政府委員 三十四年のことは多少時間先になりますし、できればそれを日途に努力をいたしたいとは考へておりますが、これは諸般の調査の結果によらなければならぬことでもございまして、今仰せになつたような、たといかりに月に二千円支給いたしますといひましても、莫大な金額に上るわけでございます。収支の財源をういうような点も十分考慮いたさなければならぬわけでございます。三十四年から必ずやるといふ政府の言明は、この際できにくいのでございます。この点は一つ御了承を願ひたい。しかし十分努力いたしまして、それを努力目標として三十四年をやるという程度のことは、われわれもそういうようなつもりで努力いたしますが、その結果必ずしも三十四年にやらなかつたじやないか——この前医療単価引き上げの問題で神田厚生大臣の言質のようなことをここで私が言うわけにはいきませんので、立場をどうぞ一つ御了承願ひたい。

○中山(マ)委員 関連して。調査という問題でございますが、思い出しますれば昨年の秋までに母子家庭の調査は済ませるといふことで、相当の予算も取つてあつたのでございまして、国民年金といふことは非常に大きい問題でございますから、小さいグループから片づけていって、だんだん一つのワタにまとめるというふうなことにいつての政務次官のお考えはいかがでございますか。国民年金といへば、これは相手も実に多いこととございまして、いろいろはかの年金がございまして、九千万全部にやるといふことでもないでしようけれども、それを差し引きましても相当の数なんです。これはなかなか大へんな仕事であつて、英國の年金関係の大臣が神田大臣に、これに飛び込んでいけば徐々にやりなさいと言われたといふことを、あの方の婦朝報告の本の中に書いてございまして、私は一足飛びに飛び込んでいけとは言いませんけれども、昨年の秋までに母子家庭に關しては調査が済んでいるはずでございますから、一つここからでもやつていこうという御意思はないのでしょうか。

○米田政府委員 いろいろ御意見を承つて、やり方について全体を計画しなくてもその小さい部分々々から一つ始めていって、結局積み上げていったら、こういう御意見だと思ひますが、そういう行き方もあるだらうと思ひます。ただその行き方にするか、あるいは全般の見通しを立てて母子家庭であらうと身体障害者であらうと、その他の理由によるうと、年金を必要とする人の立場からいへばひとしく国民でありますから、できれば全部やりたい、こういうのが私らの実は考へ方でありまして、ですから、部分的にやるか全般を一緒にやるか、こういう問題そのものも、政府としては正直なところまだ腹がきまつておらないのであります。それをきめるために実は調査を進めておる、明年度も調査費をいただいておる、こういう状態でございますので、一つ一つから積み上げてやるのだ、こういうことをたまたまどうも私の立場として言い切るわけにはいかないと思ひます。米田政務次官のお答えは立場を察してくれということとでありまして、あなたの立場だから言つてもらわなければならぬことがある。そのような大事をおとりになつては百年たつてもできません。身体障害者の重度の人の対して、月に二千円というふうな額があるから問題になると思ひます。千円でけつこうです。五百円でもけつこうです。やらねばならぬということに對して踏み切つていたきたい。それは国民年金というものがあるからといふのですが、国民年金といふのは、政務次官仰せの通り容易ではありません。しかし国民年金をやるからやるからといふうたい文句でいつまでも延ばされたのでは困るのであります。わが党は与党としてとてもそんな返事はがまんも何もできないのであります。身体障害者の中の重度の者に対しては、たとい五百円でも千円でもやつてもらひたい。堂森委員は年金それ自体は生活の全部をささえるものではないと言われるのですが、年金の本質はそうではないと思ひます。生活の全部をささえることの方が好ましいのでありますけれども、財政々と政府はいつも仰せられますから、そこで財政を考慮いたしましてわれわれは五百円でもいいと思ひます。とにかく重度の身体障害者に対してやるというあたにかさがほしい。そんな調査なんをする必要はない。身体障害者は手帳を持つていてそれがわからぬはずはないから、調査という言葉はちやうだいできない。だからこの際大臣の代理として三十四年度からは身体障害者の中の重度の者に対しては金額のいかに問はず年金を実施いたします。こういう御答弁を賜りたいのであります。

○米田政府委員 だんだん追ひ詰められて非常に弱ります。堅持は同

じです。あなたもかつて政務次官をおやりになったが、気持は同じです。私の気持は、これはある程度の調査ができないといけないということである。私の気持は、国民年金はそう長く調査を引っぱるべきものではないと思ひます。この前堀木大臣がそういう意味の御説明をせられたと思ひますが、私もそういう気持です。だからそう長く引っぱるにこれを実施するから一緒にやっていたいのではないかというのが私の正直な考えです。

○山下(春)委員 身体障害者の重度の者と一番気の毒な母子家庭とは無縁出でやるということをお内兵衛さんが制度審議会の答申に書いておられまして、これは満天下が無縁出でやるものだと了承しておるのです。これに今から掛金をかけない、年金をやれなんていうことを言ったって始まらない。社会局長はちゃんと知っておられますよ。どのくらいの人数の者が重度の者か、今まで手帳を出しておりましてから知らないということは言えた義理ではない。調査ということはこの段階では必要はない。調査してはいけません。今までに調査ができています。たとい五百円でも千円でもいいから、財政がよくならなればはしてやればいいのですから、無縁出のものを三十四年からはやるように踏み切っていたら、満天下の国民が賛成するのですから、予算が少し足りない要ってもそんなことはよろしいですよ。それが政治ですよ。今から考えるの調査するのというように言っておったのは、どうにもこうにもなりません。ほんとうに厚生省の事務がそんなにルーズなものとは言いたくないが、社会局長はどのくらいの重度の者がいるかということをちゃんと知っておられますが、それだけではない。三十四年度からは、金額は申しませんが、踏み切つて下さる様に重ねて大臣として決意を御披露願ひます。

○米田政府委員 これは大へん私として実情苦しいところでございます。のどから口に出かけておるのでございますが、実際、言ひますことは簡単ですが、言つた以上は責任を持って実施するわけでございますから、この点をどうぞお考え下さいまして、こういうような問題は厚生省としまして、大臣とも十分相談もしなきゃなりませんし、ここで間い詰められて苦しまぎれに答弁をしたということでは、ほんとうの答弁ではないと思ひます。そので、われわれもその気持でおることは間違ひございませんので、大所高所から十分研究をいたしまして、その線にできるだけ沿うように努力はいたします。ただ必ず三十四年からする、こういうことだけは、今の段階では言明ができません、このことを一つ御了承願ひたい。

○堂森委員 本日は身体障害者福祉法の一部を改正する法律案の審議でございますから、私は年金の問題について、これは以上追及いたしません。しかし米田政務次官の答弁、まことに不誠意な答弁をしておるか、岸総理もどんなお説みになつていただきたかと思ひます。総理大臣もはっきり言つておるのです。でございますから、三十四年からやらぬなんということは、これは私は不満どころじゃない、閣内の不統一であるということを追及いたしておきます。

そこで法案に関連しまして質問をいたしますが、このたびの法案の改正によりまして、福祉法人が経営しておるそうした施設に入所する場合に、国と地方自治体が分担して補助を出すわけですが、現在全国でこうした施設がどれくらいあるのございませうか。

○米田政府委員 堂森委員にお答えいたしますが、私が三十四年からやらないうつたようにおとりになつておりますが、そういうようにもし私が表現いたしましたら、私の意思と表現との不一致でございます。私は積極的にやらないといふことは申しません。そういう努力目標をそこにおいて努力する。しかし必ずやと積極的に言明はできない、こういうように申し上げましたので、十分その努力目標で努力いたしまして、私はやるようにいたしたいと腹の中では考えておりますが、政府がここで言明いたしますと、責任がありますので、その点を先ほどからる御理解を願うように申し上げておるわけでございますので、三十四年からやらぬと私が積極的に言つたといふことは、もしそのようにお聞き取りでありましたら、どうぞそうでないことを御了解願ひたい。

○安田(巖)政府委員 身体障害者の更生援護施設でございますが、国立が現在五箇所、公立が五十九箇所、それから私立、つまり民間施設は十四箇所でございます。

○堂森委員 現在公立あるいは国立の施設以外に、私立のものが今度補助の対象になるわけですが、大體入所する人たちの内訳で、生活保護の対象者、

これはもちろん免費として入所できるでしょうが、自費で入所する人たちはどれくらいになるのでしょうか。

○安田(巖)政府委員 こういう施設に入ります方々は、ほとんど生活保護を受けておりますが、純粋な自費は大體一割くらいと推定いたしております。

○堂森委員 自費で入所しておる人たちの費用は、月どれくらいになりますでしょうか。

○安田(巖)政府委員 その場合の入所者の負担は食費だけでございますから、大體千八百円ちょっとでございます。

○堂森委員 そこで、このたびの改正によりまして、事務費の国の負担ができたわけですが、そこで今後新しくきていくものも相当あると思ひます。新しく建てていく場合に、その建設費とか、そういうものに對しては全然補助だとか、そういうものはないのございませうか。

○安田(巖)政府委員 身体障害者の収容施設に限らず、児童福祉施設におきまして、あるいは生活保護施設におきまして、新設の場合に、その建設費に對しまして補助を出すという規定は現在のところございせん。ただ身体障害者を除きました児童施設、それから保護施設におきましては、既存の施設を拡張をいたすとか、修理をいたすとかいうふうな臨時費に對しては補助の道がありますけれども、身体障害者の場合には、今回の改正におきましてもその点はないのございませう。

○堂森委員 そうすると、拡張していく場合にも補助の対象にならぬのございませうね。

○安田(巖)政府委員 身体障害者の施設という性格だけでは、現在のところ補助の対象にはならないわけでございます。

○堂森委員 今日身体障害者に対する施設がきわめて不足しておることは、局長もよく御承知だと思ひます。ところが、現在のところ、そうした福祉法人がどれくらいまだあれば、ほぼ入所要求を満たすことができるか、一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○安田(巖)政府委員 身体障害者は、先ほど申し上げましたように七十八万五千人ばかりおるわけでございますが、そのうちには軽い人もございまして、重度の者といへば三十七、八万くらいのことになるのであります。それが全部厚生関係の方の施設に入るわけでもございせんので、あるいは労働省の方の職業補導所に参ります。あるいはまたそのまゝの状態ですぐに就業できる方もあるわけでございます。何人が厚生省の方の収容施設に入るかということ、今のところ数字をつかんでおらぬのでありますが、現在の各県にありまふところの更生保護施設等の状況を見ますと、まだまだ不足しているということは十分わかるわけでございます。

○堂森委員 私数年前ですが、北海道へ行つたことがあるのです。そして札幌で見たのが、あの広い北海道で収容者わずか数十名じゃなかったかと思ひます。北海道のような大い地域で、一カ所、しかも数十名しか収容してないという状態で、たしかその施設で働いておる人たちが強く要望しておつたことは、もっと施設をふやしてもらいたいということでした。こうい

う点は厚生省当局もよく知っておられますか、いかがでございますか。

○安田(蔵)政府委員 入所希望者がございまして、それを一々選んで入れなければならぬという状況でございますから、今のお話のような趣旨については十分承知いたしております。

○堂森委員 そこで、この身体障害者の施設に泊り込まずに、たとえば授産の仕事をやっている場合ですが、泊り込まずに通えるような人、盲人なんか健康であればできるのです。こういう方面の人たちに対しては、やはり何も補助はないわけですね、事務費だけだとすれば、職員に対する補助というのとだけであって、他には何もないわけですね。

○安田(蔵)政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の措置におきましては、そういう場合の補助の道がないわけでありまして、身体障害者の場合は、通う施設は主として労働省関係の軽度の身体障害者が多くございまして、厚生省関係の施設におきましては収容を主としておるわけでありまして、お話の盲人等の場合は、特に収容ということがある状態でございます。

○堂森委員 このたびの福祉法の改正によってふえる予算は、一体どれくらいでございますか。

○安田(蔵)政府委員 五日四十六万三千円でございます。これは十分の八の補助金でございます。

○堂森委員 これはきわめてわずかなものでございまして、厚生省の大蔵省に対する折衝がまだ成功しなかったのじゃないかと思うのです。そこで、今後さらに一段の努力が必要であらうと思うのです。それからこのたびの法律

の改正によって、もちろん一つの大きな進歩があることは私も認めます。各地にあるブライベートの施設は、従来何ら補助がもらえなかった。このブライベートの施設に働いておる職員諸君のサラリーはきわめて低い。しかも年末手当も出ないという施設が非常にたくさんあったわけですね。私もよくそういう陳情を受けたことがありますが、そういうことを国会で取り上げてもらおうと厚生省の方からいやな目でいられるので遠慮するということもわれわれ聞きまして、非常に同情を禁ぜざるを得ないあるいは義憤を感じるような状態が従来あったことは、おそれなく政府当局も御承知だろうと思えます。その点がこのたびの法律によってかなり改善されてきたことはきわめて喜ぶべき、また大きな進歩だろうと思うのですが、今後さらに一段と身体障害者に対する施策の進歩を念願しまして、私の質問を終ります。

○植村委員長代理 亀山委員。

○亀山委員 私は関連して二点だけ伺いたいと思います。従来の厚生行政のうち比較のおくれているのは、私が申すまでもなく母子家庭の問題と身体障害者の施設と養老施設の問題だと思っております。そのうち母子家庭の問題は、本日ここにおられます山下委員を初め各委員の御努力で、もちろん十分とは申せませんが、最近いくぶんか発達を見ておる。ところが身体障害者については、今回の改正もありませんけれども、残念ながらまだ遅々たるものであります。これは先ほど来堂森委員と当局との質疑応答にもあった。そこで私は、身体障害者年金のほか、母子家庭に対して母子福祉資金がある

ように、身体障害者に対して身体障害者福祉資金というものが考えられないかどうか。もう一つは、直接厚生省に関係ありませんけれども、もちろん大部分がいわゆる貧困者であられますけれども、肢体不自由児を含んでこういう方を擁しておる家庭、御本人、これの所得税の減免の問題——現在ある程度控除はしております。けれども、私が申す申し上げるまでもなく、身体障害者で困っている方に対しては生活保護その他年金もやらなければならぬと思うのですが、それ以外の人たちに對してどうしても所得税の減免ということをお考えのべきだと思つた。これは大蔵省当局の問題かもしれないけれども、厚生省としても当然考えるべきだと思つた。昨年来関係団体から当局にも陳情しておられると思うのですが、この問題に對して当局はどういうふうに努力しておられるか、またどういふお考えをお持ちになつておられるか、この二点だけを一つ伺いたいと思つた。

○安田(蔵)政府委員 お答え申し上げます。身体障害者につきましてはきわめて重要な問題だと思つております。第一の身体障害者のみを対象にいたしまして更生資金を考えたらどうかというところでございます。実は前々からそういうふうな要求がありまして、もうございまして、私もきわめてきつぱり考えてございまして、ちやうど世帯更生資金という大きな問題が出て参りました。これをどうしても通さなければならぬという事態になり、現在では世帯更生資金をまず獲得し、それを貸し付けることにいたしました。その中で特に一般の身体障害者は優先的に貸し付け

けるようにという通牒を実は出しておるのであります。その結果、ここに三年度、三十一年度の貸し付け状況がございまして、一般の貸付人員は四七・七%でございます。ところが、身体障害者の方は七四・六%、三十一年度におきましては六八%と非常に高率を示しておりますので、そういった点で身体障害者だけの更生資金というわけには参りませんけれども、御質問の御趣旨につきましては多少沿得たのではないかとしよううな感じを持っております。

二点の所得税の減税の問題でありますけれども、現在の制度におきましては、一般の身体障害者は五千元、それから傷痍軍人につきましては七千円の税額控除があるわけですね。これは税額控除でございますから、現在御承知のように所得税というものは四人くらい世帯でございます。二十三、四万円までは税がかからない。そこでその上で税がかかるということになりますと、やはり二十五、六万とか、七、八万とか、三十万とかいう収入がある人が税がかかる。三十万くらいの人に五千円の税額控除をいたしますと、残らないということになりますと、私ども大蔵省にいろいろ折衝いたしましてけれども、三十万とか三十四、五万くらいだったら、もう控除しなくてもいいじゃないかというふうなことが出てきたわけですね。もう所得税の減免点というか、所得税がかかるそれが、割に低いときですと、つまり所得税が重いとこれは非常に問題になったわけでありまして、だんだんと軽くなつて参りましたために、自然今申し上げたような数字の状態になつてきて、関係

当局と折衝いたしましたといくと、非常に高いものになお今度は税額を控除しなければならぬことになる。これが税額控除の規定でございますので、まあまあ今の状態は、さらに努力はいたしますけれども、一応納得できるような状況に実はなつておるわけでございます。今後もしかしよく研究してみたいと思つた。

○亀山委員 今の世帯更生資金の問題は私も思うのですが、むしろ私の申し上げたのは、はつきりと身体障害者更生資金というものを打ち出したかどうか、ちゃんと分けて、ちゃんと置くように、六割、七割使っているのですけれども、母子更生福祉資金と同じようにこれを分けたらどうかという趣旨であります。だからそれは世帯更生資金というワケに入っているからということでは、私は今後十分でないと思つた。

それから今も所得税のお話がありましたが、それは社会局長一応制度はそうなんです。けれども、われわれが体験からよく見ることは、相当の所得者であっても、身体障害者あるいは肢体不自由児をかかえた家庭の費用というものは、これは数はわずかかもしれませんが、これはやはりあつたか——単に生活保護とかいふ問題でなく、その人にいわゆる療育を与えるという意味からして、ただ中以上の所得者には今の税額控除があるというところだけで満足すべきことではなくて、やはり今申し上げたような趣旨からお考え願いたいと思つた。これ以上申し上げますが、十分一つ御考慮を願います。

○植村委員長代理 滝井委員。

○滝井委員 どうも僕がいつも一番しんがりになって非常にお気の毒でございしますが、今回身体障害者福祉法が二点にわたって改正をせられることになりましたので、この際少し系統的に政府の方にお尋ねをしてみたいと思うので

私たちが身体障害者の福祉行政をやる場合においては、何といつてもその行政を預かる第一線の自主更生支援機関というものがしっかりとおりておられなければならないと思うのです。そういう意味から考えると、現在この行政を扱う第一線の機関は福祉事務所だろうと思う。特にこの福祉事務所において身体障害者の福祉行政というものはきわめて技術的な指導を必要とする行政なんです。従って専門家を必要といたします。その専門家がおそらく身体障害者福祉司と、こういうことになっておるだろうと思うのですが、一体現在全国の九百有余の福祉事務所に、身体障害者福祉司というものがどういう形で充足をされているのか、これをまず御説明願いたい。

○安田(義)政府委員 昭和三十三年九月現在で、福祉事務所に身体障害者福祉司でありますのが七百九十一人でございします。福祉事務所が九百六十七ございしますから、福祉司のいないところがある。しかも七百九十一人のうち兼任が四百七十七人おりますからして、この充実の度合いというものは必ずしも満足すべきものではないということでございます。

○滝井委員 保健所に技術者が欠けて、日本の第一線の保健行政というものがうまくいっていないことは、社会局長も御存じの通りだと思います。少

くとも福祉行政を推進しようとするからには、いかにりっぱな法律ができ、いかにりっぱな機構ができても、そこに働く中心的人間を欠いては福祉行政というものは動かぬと思うのです。今の御説明で九百六十七の福祉事務所の中で七百九十一人だということ。しかもその中で半分以上というものが兼任だということになっておる。今福祉司になるためには一体どういふ身分が必要なのか見てみますと、非常にこれは高い経歴を必要とするようでありま

す。医師とかあるいは社会福祉主事たるの資格を有して、そうして身体障害者の更生支援その他の福祉に関する事業に二年以上従事した者、それから大学で社会福祉に関する科目をおさめた者、それからそのほかいろいろありますが、大体そういう非常に高い技術水準を必要とするものになっておるわけなんです。そうしますと、四百七十七人が兼任だということになれば、七百九十一人の中で半分以上が兼任だということになると、結局身体障害者の福祉事務あるいはそういう技術的な指導というものは、これは刺身のつまになつていっていることなんです。こういうことで一体やつていけるのかどうかというところなんです。現在福祉事務所における社会福祉主事の仕事というものはもう生活保護の事務で手一ぱいなんです。そのためにあるいは今度そういう身体障害者福祉司や何かの事務の補助的な役割を、協力機関として民生委員に委託することになったのかもしれませんけれども、一体これはどういふ工合にして解決せられていく所存なのか。まず私たちは身体障害者を救う前に、この救つていく主体である

機関を確立する以外にないと思う。これは一体どういふ工合に厚生省はやらせる御所存なんですか。

○安田(義)政府委員 身体障害者の福祉司は私どもの希望といたしましては各福祉事務所に一人専任でそれに当る人を置いておきたいというのが私どもの希望でございます。ところが現在の規定といたしましては、県の福祉事務所には必ず福祉司を置けと書いてある。それから市の福祉事務所には置くことができるようになっておるわけです。ところが御承知のようにだんだん新市

が多くなりましたために、市の福祉事務所の数というものは九百六十七のうち五百八十二ある。三百八十五が県の福祉事務所である。そういうことがこの福祉司の充足状況にも影響があるのではないかと実は考えているわけでありま

す。そこで市におきまして身体障害者福祉司を置かないようでございます。したならば、これは改善の策といたしまして県の福祉司の援助及び助言を求めることができる、こういう規定が置かれましてそういう指導をいたしているわけでありま

す。人件費、財政的な余裕があるかどうかというところが実は問題で、この点が保健所の場合と若干趣きを異にするのではないかと気がいたしております。いずれにいたしましても身体障害者の仕事を一般の福祉主事もろろんやるのでございしますが、それにいたしまして、専門にそういつたことに携わる人が少しでも多い方が身体障害者に対する福祉の措置といひますか、行政が行き届くことは中々までもないことではございしますので、今後ともそういう点につきましては努力をして参りたいと思ひます。

○滝井委員 私が指摘したい点を局長さんがみずから指摘されて、私は非常に正直だと思つたのですが、九百六十七のうち五百八十八は市の福祉事務所であるということなんです。そしてしかもその福祉事務所は置くことを得ないことで、これは置けません。すでにこれは国の予算の状態を見ても、予算が逼迫をしてしわが寄るときには一体どこに寄るのだといふ文部行政、厚生行政にいくのがこれはならわしな

うものが苦しくなつたときには、置くことを得ないものが削られてしまふことは確実なんです。四百七十七人の兼任というものは、おそらく大部分は市の社会福祉主事が兼任しておるといふことなんです。そうすると、社会福祉主事は生活保護の事務に迫られて身体障害者の指導なんというものはできない。ところが身体障害者福祉法の生

ていく、そして貧困に陥ることを遮断していくのだ、そのためには自主更生をやる必要だ、自主更生をやるためには何をやるのだといへば、自主更生はまず医学的な支援ということが第一です。それから心理的な支援です。それから職業的なものなんです。そうすると、医学的、心理的、職業的な一貫した更生支援のこういうむずかしい技術的な指導をやるうとするからには、これは相当優秀な、しかもある程度高給で迎えた人ががっちりその福祉事務所に座つておられなければ、身体障害者の支援指導なんというものは實際できないのです。一九四九年にできて

以来、一体過去において充足されたことが一回でもあるかということなんです。これは一回もないのです。いつも兼任か欠員でやつてきているという実情なんです。だから法治国家で――労働組合に法律を守れ守れということの前に、午前中も言つたのだが、やはり官庁がこういう弱い行政に法律を守る形を作つてやらなければいかぬと思うのです。置くことを得ないことだから置かなくてもいいのだということになれば、結局市の住民の、市に住まつておる身体障害者というものは自主更生の契機をつかむことが非常におくれ

る、こういう実態になつてくる。この点は、私きょう大蔵省の主計局を呼んで言わなければならぬところなんです。しかし次官を通じてその点は努力してもらわなければならぬと思ひます。こういう実態では幾ら太鼓をたたいてもいかぬと思う。そうすると、おそらく今度はこの法律で苦肉の策として民生委員だ、こういうことになつてくる。そうすると、失礼な言ひ分だけ

れども、民生委員が医学的、心理的、職能的なこういう高い技術指導なんというものはできません。もう民生委員の皆さんは別に職業を持っておられるから、今から心理学の本を読んでもいい職業訓練の本を読んでもやるなんということはよほどの篤志家以外にはないと思う。そうするとこの行政というものは全く今より進むということはないと断言しても私は差しつかえないと思うのです。局長さんは、この人員の不足と身体障害者福祉主事の資質の向上というものに對して、一体いかなる策を今後とられていく所存なのか、それを一つ御説明願いたい。

○安田(農)政府委員 滝井委員のお話はまことに問題の核心をついた御議論でございます。私も、そういうふうな御理解のあるお話、御激励を賜わりました。非常に力強いのであります。が、何々とすることを得たとなっております。と、かくさういうふうなことになるのです。たとえば虎奔防止法等で保護施設を置くことを得たとなつていくのです。どうしてもおくれしてくるのです。こういうものを作ります場合には、いつでも、置かなければならぬというふうなことを原案として出しますけれども、いろいろな関係でそれがうまくいかない場合もあるわけでありまして。ことに福祉主事にいたしましたも福祉司にいたしましたも、これは財源が交付税、交付金になつてゐるわけでありまして、そういう点も関係があるのではないかと、これも実は私どもは心配をいたしております。しかし、先ほど申しましたように、福祉司の専門性、技術性というものが、保健所におけるほどきつくない。たと

えばいろいろと職能的、医学的というようなことは必要でありますけれども、各福祉事務所におりますところの福祉主事なりあるいは福祉司がその問題を扱いまして、ほんとうに審査し更生相談に應ずるのには、それを持ち出すことは福祉主事なり福祉司がやりまされども、身体障害者の更生相談所としての知識を持つて相談に應じ、指導もできるわけでありまして。そこに置くのが普通は例であります。そこでいろいろと審査をし、相談をし、補装具をつけるいろいろな措置をするということになるのが普通でございますので、福祉司が充足されるに越したことはございせんけれども、御心配のように保健所に医者がいないというほどの障害ではないということでございます。

それから民生委員の規定を入れまして、別にさういうふうな気持は毛頭ないのであります。生活保護にいたしましてもあるいは児童福祉にいたしまして、それぞれ法律に民生委員がどういふふうな役割を果すかということが出てくるのであります。それから民生委員法自体にも福祉事務所その他の事務に協力しようということが書いてございましてから要らない規定などございましてけれども、先ほどから御議論のありましたように、何だ、身体障害者の方がちつとも熱心じゃないか、民生委員さんの方だつて手伝うというのを書いてくれないじゃないかという話もありましたが、これは書くに越したことはないのございましてからさういふ御改正を御審議願つた次第であります。

○滝井委員 結局今、身体障害者福祉司の経費というものが交付税、交付金でまかなわれてゐる、交付税、交付金は一般財源で、ひもつきではないために結局他に回つてしまふ、弱いところにはいかない、こういうことになるのです。だから、法律を改正せられて、さうして民間機関の協力まで得ようとするならば、むしろこの際、身体障害者の福祉司の経費を二分の一なり三分の二なり国が持つ姿を作ることの方が、もつと進歩的な、もつといい方向にこれは向くことになるわけでありまして、それができないことが非常に残念ですが、さうしますと、今の御答弁の中にもありました医学的、心理的、職能的な判定をやること、各都道府県に一カ所ずつある身体障害者更生相談所です、これは医者がおるといふことでございまして、二機動性はありますか。

○安田(農)政府委員 もちろん設備も必要でございます。それから補装具の製作補修なども一緒にやっていると、これもありますが、さういふところは簡単な宿泊施設を持つてゐるところもありまして、年々何回か巡回相談をやつておられますので、さういふ機会にできるだけ、県庁所在地から遠く離れていながら住んでおられますところの身体障害者を見出して相談に應ずるといふふうにしてあります。

○滝井委員 その身体障害者更生相談所には、各県一台ぐらいずつ自動車ぐらい配付して、さうして巡回して審査や更生相談なんかをやつてゐるのですか。

○安田(農)政府委員 まことにごもつともな御意見でございます。私も、さういふ点に気がついておりました。巡回相談車というものを今十カ所ばかり出しております。あとは普通の自動車です。でやつておるわけでございます。毎年予算の補助もいたしておるわけでありまして。

○滝井委員 身体障害者福祉司が人的構成において非常な不足をしておるとするならば、その各県にありまして更生相談所から巡回審査あるいは更生相談をやる場合には、ぜひ一つさういふ自動車を利用して機動性をもつてやつていただきたいと思います。

次に更生医療の問題でございます。七十八万五千人の身体障害者があることが統計に出ておりますが、これは十八歳以上でしよう。さうださうでございますが、さうしますと、七十八万五千人の身体障害者の中で、更生医療を行ひ得る身体障害者といふものは一体どの程度あるのですか。

○安田(農)政府委員 この前三十年に調べましたものでは、更生医療の必要なし、やつてもしょうがないといふのが八七％、やつた方がよからうといふのが一三％でございます。七十八万人が一三％をかけますと、約十万人といふものが更生医療が必要であらう。これは推計も相当入つております。

○滝井委員 大体十万人だということになりますと、予算面から見ると、昭和三十三年度の予算で五千八百八十二円、三十二年で四千七百七十七万八千円、対象人員が二千五百二十七人。だから、さういふことになると、五十年かかると、五十年。これでは死んでしまふですね。はなばなししい年金なん

しやつぱり物事は底流といふものを見詰めておかなければいけないと思うのです。世の中が年金々々といふと、われも彼も年金々々といふ始める。そして今までやつておつた重要な政策は忘れてしまふ。更生医療を必要とする者が十万人おるならば、更生医療といふのは一体いつやらなければならぬか。もう五十も六十にもなつて更生医療をやつても間に合いません。骨がなくなつてゐる、筋肉がなくなつてゐる、神経もなくなつてゐるときに更生医療をやつても間に合いません。やはり更生医療は適期がある。二千五百二十七人では五十年かかる。一体さういふ点とさういふ工合にお考えになつてゐるのか。もちろんそのほかに戦傷病者の更生医療が六百五十一人ありますから、三千人としても四十年ぐらゐかかつてしまふ。さういふところは、局長さん、やはり科学的に大蔵省に詰め寄る以外にないと思つてゐる。実際の数はきまつておるのです。調査した数は一三％だ。十万人そこそこだ。だから、少くともやはり機会均等でやつてやるならば、五年計画か、六年計画か、七年計画か、そこあたりでやつてもらわないと、これはやはり民に不平が起りますよ。さういふ点とさういふ工合にお考えになつておるのか。十万人更生医療をやらなければならぬ。しかも更生医療といふものは、年が六十になつてから小児麻痺で曲つておる足をなおしてもらうといふのも、ありがたくな

と思うのです。やはりこれは五つか六つの子供のときにやつてもらふとか、何かさういふことだと思つて、私、身体障害者のなつた原因を調べてみると、ほとんど大部分後天的なんです。後天的だと

いうことになる、早い方がいいので
す。更生医療は早い方がいい。そうい
う点、あなた方は予算折衝をやられる
ときには、いかなる心がまえといかな
る主張をされてやっておられるのか。

○安田(農)政府委員 大へん有益な御
注意をいただいてありがとうございます
。更生医療はすでに四、五年やって
おりますから、一般の人で二万人ぐら
い済んでおるだろうと思ひます。それ
から傷痍軍人の方はだんだん減つてき
ておりますけれども、これは数字が示
す結果はほとんど済んだということな
んです。これはやはり二万人ぐらい済
んでいゝんじゃないかと私も思つて
おります。従来の予算の実績からい
いまして、そこでそれじゃあと七万を
何年かかるといふことですが、今
の十万人といふのを出したのは抽
出法によつて出した数字でござい
ますから、よく結核で百三十万人入院
をする者があるんじゃないかという議
論と同じように、それをどうしてつか
まえるかという問題がもう一つあるわ
けでございまして。それから更生医療を
やりましてこれは私もいろいろと経
験をいたしたのでありますが、必ずし
もやったら全部うまくいったというわ
けでもないで、中には痛い目見ただ
けでうまくいかなかったというまこと
に不幸なケースもあるわけですね。そ
ういふわけで、全部が全部すぐさうい
うことを望むかといふことを考えま
す、現在の数字をだんだんと進めてい
くことによりまして目的を達し得るん
じゃないか。ことに毎年々々の実績が
ございまして、その実績によりまし
て、非常にだんだんふえてくるよう
であれば翌年の予算はずつと出てきま

すし、それからその年の実績が非常に
下つてくると翌年の実績が落ちてく
る、こういう点もあるものでありま
す。いずれにいたしましても、今後新
しく出てくる障害者を別といたしま
すならば、もう少しの努力によりまし
て更生医療が行き届くわけでありま
す。一、その注意をいたしたいと思
ひます。

○滝井委員 更生医療の問題は、統計
的に的確にそれらのものを把握せられ
たならば、こういう肉体的に不自由な
人を長くそのまま放置しておるといふこ
とは、国民感情からしてもそれだけの
人に非常にひねくれた感情を抱かせる
わけですから、年次計画をもつてやは
りやっていただきたいと思ひます。
風のまにまに予算がふえたり減つたり
といふことでなくして、おくれれてお
つても五年の後は自分の番が回つてく
るのだ、これだけの希望を持てれば身
体障害者の諸君も生活に張りが出てく
るだろうと思ひます。ぜひ一つそう
いふ点計画的にやっていただくことを
お願いいたしておきます。

次に身体障害者の雇用の問題は、あ
とで労働省の方に來てもらいますの
で、それと一緒にします。
○山下(春)委員 小さいことでちよつ
とお尋ねします。補装具の問題でござ
います。昨年だか一昨年だか、厚生
省ではドイツ人でアメリカ籍のある人
で、名前を忘れましたが何とかといふ
非常に優秀な人を招聘されて講習
等をなされたようでありまして、地方
の身体障害者がこの補装具を得たいと思
うのでありますが、その県が指定して
いるところでないか買えないとかなん
とかいふ非常にめんどろなことがあり

まして、たとえば古く作りましたのは
関節にはめておつたのが浅くて、動か
せばすぐくんと抜けるというような
ことで、新しい補装具を得たいが、そ
の製造メーカーと県とのつながりが悪
いとか何とかで、それを購入するこ
とができないとかいふことで、非常に
地方で不便がつておりますが、そのこ
ろはどうかいふうちに今なつておる
かをちよつとお聞かせ願ひたいと思
ひます。

○安田(農)政府委員 お話のように補
装具の製作の技術といふのは、この前
ドイツ系の人でアメリカ人でありま
す。この人はお医者さんでなくて、むしろ
補装具を作る方の畑から入つて、そし
てまた医学的な方、あるいは生理学と
か解剖学の方の知識を持つておると
いう人なんでありまして、その人が言
いますのは、やっぱり五十年くらいお
くれれておるんじゃないかといふことを
申しておつたのであります。私の方で
全国的に何回も講習会を持ちまして、
三週間ずつ二回くらいいたしました。
その後さつきお話しになりました腕の
方の補装具につきましても、これは横
須賀の海軍病院にておつた人につ
きまして講習会をやつたのであります。
遺憾ながら今お話のような優秀な補
装具を製作するといふところまでうま
くいつていないという点があるものであ
ります。お話を腕の方につきましても、
身体障害者の更生指導所だけででき
る程度のものであります。それから中
に一般的にサクシヨン・ソケットとい
うのがありますが、これが大体普及し
て参つたわけでありまして。そういうこ
とでできるだけ早く民間の人たちにそ

の技術を覚えてもらいたいと思ひま
す。できれば私も、厚生省の身体
障害者の更生指導所にさういふ補装
具の製作所を作りたい。これは国内だ
けではなくて、東南アジアの人たちも
ときどき見えるのでありますけれど
も、東南アジアと比べると、さうい
つた技術はやはり日本が早く取り入れ
ておりますので、最近非常に進んでお
りますので、さういふようなセンター
にもなるんじゃないかといふことでい
ろいろ計画をいたしておりますが、い
まだいろいろ関係で実現してござい
ません。今のお尋ねの場合でございま
す。そういう事情がございまして、
もつと作れるようになりまして、自
由に指定をして手に入るようになり
たい。なお具体的な問題で非常にお困
り等のごことがございまして、また承
わりたいと思ひますが、そのような措
置を講じております。

○山下(春)委員 よくわかりまし
た。ぜひそれは身体障害者の職業補導
機関等で製作できるように御指摘を願
ひ、予算等も要するならばつけていた
いで、日本だけでなく、同病の東南ア
ジアの方にもどんどん輸出していける
ように、これも十分なものができる
ますならば、就職に——これがあれば
雇うといふのが補装具の悪いために十
分でないといふことがございまして、
ぜひ一つ具体的にお進めを願つて、明
るい光を与えてやっていただきた
いと思ひますので、くれぐれもお願い
いたしておきます。

○滝井委員 更生医療を与えて、さら
に補装具を交付するといふ形になる
と、自立更生をするだけの気力とい
うものが、肉体的な機能の回復によつて

出てくるだろうと思ひます。さうし
ますと現在七十八万五千人の十八才以
上の身体障害者の中でさういふ処置を
とつたところで、なかなか就職不能だ
といふものが、多分これは厚生白書か
年鑑とかどちらかに書いてあつたので
すが、二七・六％は就職不能だ、さう
出た。一体これらの就職不能者の
対策といふものを、どういふ工合に
やっていくつもりなのかといふことで
す。五九％くらいの人は何らかの形で
就職しておる。さうしますと全然どう
にもならぬという、約三割近くの就職
不能者といふものは一体どういふ工合
にしていくなかといふことなんです。
これはただ生活保護でやっていくのだ
といふだけでは甚が過ぎ過ぎると思
う。これらのものを一体どういふ工合
に今後対策を立て、指導していかれる
方針なのか。

○安田(農)政府委員 先ほど引用し
ました昭和三十年十月の調査によりま
すと、十八歳以上の身体障害者は七十八
万五千人と推定されるのでございま
す。このうち約六割はすでに社会復帰
して従業中であるといふ数字になつて
おるのであります。また家庭にある女
性、就職中の者等が約一割程度数えら
れるので、残りの三割、すなわち約二
十三万人に対して主として更生援護が
問題になつてくる、こういう結果にな
ります。これらの者の中には更生訓練
により就業を要する、現在失業中の者
のほかに、就業不能の状態にある者が
相当な数に上つておるのであります。
この就業不能の者の中には、高齢のた
めにもはや就業を要しない者も含まれ
ていますけれども、障害が特に重度の
者が多いのであります。現在失業中の

いる訓練をいたすわけでありました。これは高圧に触れて身体障害者になった場合は非常に多いのですけれども、中には阿蘭のつけ根から落ちておるのがあるのです。そういうのは先ほどのお話のような義手を使えない。使っても非常に工合が悪い。これは仕事だけでは、日常生活で御飯を食べるのも不自由だというのが入っておるのです。現に私どものセンターにも入っておったのです。これなど手が使えないときは口で御飯を食べておった。足でいろいろな作業をしておる。この人ですらほんとうに更生しようと思うと足で作業してラジオの組み立てができるのです。そこまでいきますけれども、いかにそういうふうな本人が熱心にも、更生をしようと努力いたしました

○滝井委員 私の期待することもその通りだと思ふのです。少くともやはり身体障害者に対する政策というものが総合的に行われていかなければならぬと思うのです。同じ身体障害者といってもそれぞれ段階が、今局長さんが言われた通りである。非常に重症なものあるいは中等度のものあるいは少し訓練等をすれば労働能力が正常人と変らなない程度に出てくるもの、こうあると思ふのです。従つて身体障害者に段階があるならば、それに持つていく政策も段階的であってもよろしいのじゃないかと思ふのです。従つてさいぜん山下先生と次官との間で、年金問題でやるやらぬの問題がありました、ある程度少くともワン・ステップとしてわれわれが年金を考へる場合に、貧しい日

福祉行政の方向というものは――
 挙に何もかもということを私は申し
 ません。だから段階を追っていく。し
 かしその段階の最高の段階は、やっぱ
 り年金というものがあるのだ、それも同
 時に貧しいながらも行われておるの
 だ、こういうことをとっていただきたい
 と思うのです。こういう形なら、次
 官、三十四年度から私は考えられ得る
 のじゃないかと思うのです。どうです
 か。段階的な年金制度を持つていく。
 非常に重度のということになる、こ
 れは重度の者で数はどのぐらいありま
 しょうか知らぬが、就業不能だとい
 うのが三割と見ても、その中である程
 度施設に収容できる者もありますから、
 実際に年金がいくという数はその三割
 の中のまた三割で、一割が一割五分に
 私は限定できるのではないかと思う。
 一割とすれば七万です。一割五分にし
 ても十万をこそということになれば、
 ば、そうこれは目の色を変えて大蔵省
 と議論をしなくても、まず保守党の政
 権のもとで身体障害者の年金ができ
 た。これはそうすると母子家庭も右の
 ような状態にならつてステップを踏
 出す、こういうことも私は可能ではな
 いかと思うのです。さいぜんの議論よ
 りもだいぶせんじ詰めた議論になつてき
 たのですが、そういう意味で三十四年
 度ぐらいから考えられないものかどう
 かということなんです。

○米田政府委員 保守党の政権のもと
 で年金制度全体をそう長くないうちに
 やりたいと私は決心いたしました。お
 す。この点は社会主義政権でなければ
 年金がやれないと一つ覚悟にならぬよ
 うにお願いいたします。

て、特にその中から重い、だるまさんのような姿でなお一つラジオでも組み立てて生活保護のお世話にならずに自力更生をしてみようかという熱意のある者については、国がやはり年金というものを支給していくことを三十四年度からやるのだということを断言しても、これはちっとも恥にはならぬし、またそれはやり得るものだと思うのです。それをしなさいがどうもそういう言明をしたら工合が悪い、こゝろあつものにこりてなますを吹くような姿では、われわれとしてはどうも保守党政権のものとはやれぬのではないかと疑いを持たざるを得ないこととなります。今次官は、全面的にやれぬのだというようにことに受け取っているが、そうではないのだ、こゝろ言われるが、そういう言葉があれば、一つそれくらいのものであれば私も努力をしてやってみよう——やってみようと言つてできないときはやむを得ないと思うのです。これはいろいろ経済事情もあります。しかし最小限度その程度のものであればこれはやれるのではないかと。そうしますと、身体障害者福祉行政というものはぐつと伸びていくと思うのです。そういう点で言つておるので、次官がそこで言明をされたからといって、あげ足をとつて今度またどこかに行つてこうだという意味のものじゃ決してないのです。きょうはお互いにこの法律をよりよきものに、身体障害者福祉行政の方向というものをきめなければいかぬ——今実際混迷しているのです。第一線においても人的な機構を欠いておるし、それからあとで労働省との関係も尋ねますが、そういう点ではいろいろ問題

題がある。私いろいろ勉強してみると問題があるので、まずその頂点に当るところは年金なんですから、その頂点に当るところに太陽を輝かしてくれれば私は言いません。しかし暁の星のまばたきくらいのものはやはり上に掲げてもらつておくれと、ピラミッドの底辺というものはできぬ、こういうことなんです。一つそういう点で次官の心がまえを開かしてもらいたい。心がまえでけつこうです。

○米田政府委員 心がまえでありますれば、三十四年といわず三十三年にやりたい、こういう心がまえであります。しかし実際問題として各党とも大言壮語、りつぱな政策を掲げています。が、社会党も天下をおとりになつたことがあり、私はその当時議員をやつておりまして、協力した方でございますが、必ずしも言われるようなことは実現いたしませんでした。私はそういうことはきらいなんです。ことに身体不自由な方などにえさをぶら下げていつまでも食わさぬなんという、そんな非人道的な政治は私はきらいなんです。だから私はやると言へば必ずやるし、やると言わぬでも実際やる、こういう気持ちでございますから、心がまえであれば、今申したように三十四年を待たずして、三年でもやりたい。しかし実際は、私の気持ちとしては三十四年度は何とか実現したい。何も身体障害者だけの問題ではないと思う。ひとしく国民の困つておられる人に、先ほど山下さんの言われたように、国が貧乏だから十分は出せない。しかしこれでがまんせよという愛情のあることは、私は買きたい。こういう心がまえでございますから、気持ちの上はあなたと寸分違

いませぬ。社会主義でやるか、修正された資本主義でやるかという点は違ひましても、気持ちの上は、日本の政治家として同じことを考えている。この点を御了承願ひたいと思います。

○滝井委員 同じ高ねの月を仰ぐそうございまして、上る道は違つても、一つ三十四年にはできるだけ頂上に輝かしてもらいたい。われわれも一臂の努力を録の下でやりたいと思ひます。

そこで、労働省が来ていただいたさうでございますから、雇用の問題について少しお尋ねしてみたいと思ひます。身体障害者の中で五割九分、約六割程度の諸君が、すでに何らかの形で就職をいたしております。ところが身体障害者の収入をみますと、一万円以下が八四％、さいせん堂森君の質問でも、千円から十万円までに分類しているいろいろ御説明いただきましたが、八割程度が一万円以下だ、こういう実際の諸君の就業の状態というものは、非常に劣悪であるということが一応言えると思うのです。五割九分の就職しておる諸君はとにかく、身体障害者のゆえにまだ就職のできぬ諸君も相当おる。そういうことになりまして、何らかの形で雇用の理解を深めて、労働行政の中で雇用の促進してもらわなければならぬ。現在労働省には身体障害者雇用促進協議会というものが設置をせられておるわけなんです。そのほか就職をしたならば、所得税額において五千円の基礎控除があるし、十三万円以下の所得の人については、市町村民税、住民税は免除されておるし、それから国鉄の無賃乗車証ですか、そういう

うものがあるわけなんです。恩典といへばそのくらいなものです。そうすると、やはり税金はとられても、雇用されておる姿を作ることには非常に重要なことだと思ふのです。労働省は現在身体障害者雇用促進協議会というものを作つておられますが、その協議会はいかなる役割を演じ、いかなる実績を示しておるか、これを一つ御説明願ひたい。

○松本説明員 職業訓練法との関係においての御質問と承つて参つたのでございまして、雇用対策全般となれば、安定局が……

○松本説明員 最近私は離れておりますので……

○安田(農)政府委員 雇用の問題に入らる前に、これは安田さんの方には、最近非常に暗いあんまさんがふえました。そのために盲人あんまの職業分野というものが、非常に狭められてきつたあるということなんです。昨日あんまさん、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部改正の法律案を通すときに、その数を聞いておいたのですが、あんまさんは二万四千六百人、いろいろ兼業がありますから、あんまという免許を持つておる者が五万八千七百人です。そこで、最近暗いあんまが非常にふえてきたということになると、身体障害者の中で一番不自由な目にあつておるこのあんまさんたちの、新しい職業分野というものを確立しなければならぬ時期がやつてきつたあると思ひます。これは身体障害者福祉行政の中においても非常に重要な点だと私は思ふ。これをどういう工合に社会局はお考えになつておるのか。

○安田(農)政府委員 盲人の職業対策の問題、これは非常にむずかしい問題でございます。今御指摘になつた問題が、実は私どもの頭を一番痛めておる点でございます。と申しますのは、あんまという、従来盲人に限られて

○滝井委員 そうしますと、身体障害者雇用促進協議会で四万八千ばかりの就職ができたということですが、四万八千ばかりの就職を世話したのですか。

○安田(農)政府委員 雇用促進協議会

というものは、中央と地方にございまして、そういったことについて雇用を促進するために、関係者なり学識経験者が集まつて、いろいろ相談をし、促進をする計画を立てるところでございまして、現実には各安定所でもつて登録しているわけなんです。そしてその登録している者を、特別に就職あっせんをしてゐる。その結果、こういうことになつておるということだと思ひます。

○滝井委員 わかりました。雇用の問題に入らる前に、これは安田さんの方には、最近非常に暗いあんまさんがふえました。そのために盲人あんまの職業分野というものが、非常に狭められてきつたあるということなんです。昨日あんまさん、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部改正の法律案を通すときに、その数を聞いておいたのですが、あんまさんは二万四千六百人、いろいろ兼業がありますから、あんまという免許を持つておる者が五万八千七百人です。そこで、最近暗いあんまが非常にふえてきたということになると、身体障害者の中で一番不自由な目にあつておるこのあんまさんたちの、新しい職業分野というものを確立しなければならぬ時期がやつてきつたあると思ひます。これは身体障害者福祉行政の中においても非常に重要な点だと私は思ふ。これをどういう工合に社会局はお考えになつておるのか。

でございまして、そういうものにぶつかるといふことです。法律でやるなら、そのくらいのことではあるのではないかと、そういうような気持ちで、現実にしておりますが、そういうわけで、現実にはどんだん暗眼あんまがふえております。今やっておりますことは、それに対する対策として、医務局と相談をいたしまして、そういった養成所の基準をうんと高くしてもらいまして、あまりふえないようにしてもらいたい、ということが要望の一つであります。それからもう一つは、無届けの、無資格者のあんまが働いているのを取り締りをしてもらいたいということを、私どもは申ししておりまして、この点につきましては、医務局の局長も非常に理解を示して、実は最近協力をいたしてくれているわけであります。しかしそれにいたしましても、今後だんだんとそういうふうな、盲人の従来専業とされたあんまの方に、暗眼者が進出してくることは、これは避けがたいことでありますから、それではほかの仕事はどうだ、こういうことが次に起ってくるのであります。これにつきまして、私どもの方の身体障害者福祉審議会に小委員会を設けまして、わざわざ盲人の

が、そういう職業ができるにいたしても、それにはやはり社会の協力ということが必要であります。たとえば戦時中にも、外国の例等から、ピアノの調律師でありますとか、あるいは電話の交換手であるとかいうようなことを、いろいろ指導されたこともあるのですが、現実には、それでは交換をする場合に、今の交換台でありますと、電球が点滅するというで信号がわかるわけがありますが、それをブザーに何かにしたければならぬというようなことが、もうすぐに障害になってくるわけがあります。それから、何かことづけを頼まれた場合にメモをしておかなければならぬ。点字ということもありますけれども、これも一つの障害になる。それから職場まで通ったり、あるいは交代するというようなときにもいろいろな不自由がある。そうなりまして、やはり雇い主がそれに協力をして、交換機なら交換機というものをかかえるくらいの熱意を示してくれなければできないわけなんです。実際にはやはり依然としてあんま、はり、きゅうというのが多くて、そういう者に国立の光明寮等で、たとえば養鶏とか製鋼をやってみようかということで、やつても続かない、これはそういうことを言うところでありますが、ほんとうにうと悪いのであります。あんま、はり、きゅうはもうだめだといふところまでいかないと、なかなか踏み切れぬという状況が確かにあります。言いわけばかりして役に立たぬわけでありまして、そういう点で

○滝井委員 今非常に高い御識見の御披露をいただいて、私も少しわかったような感じがしたんですが、これは今後相当政治問題になる問題だと私は見えております。というのは、売春禁止法の実施によつて、最近はおんなさんが相当ふえつつある。そうしてちようど芸者を呼ぶように、おんなさんの名前を何々さんと呼ぶわけなんです。これは売春婦の諸君がみんなそこへ転業していったというわけでもなかるううかと思いますが、そういう傾向がだんだん出てくると、やっぱり盲人の職域がだんだん侵されてくる形が出てくるわけです。ぜひ一つ科学的に盲人の新しい職業分野の検討をする機関でもお作りになつて——公衆衛生局かどこか、そういう厚生省の機関でやつてもらいたい。今のような何か専門的な研究をやつてもらつて、十八種くらいの中から職業ができるということになれば、その中であまり経費を食ふぬものを何かか選んでやるとか、そういうことをぜひ一つしてもらいたいと思います。

そこで、少し横道に入りましたが、次に……

○山下(春)委員 ちよつと関連して。児童局長がいらしやいませんから、社会局長が知つておられる程度でけっこうでございますが、今のあんなの職業について、就職あるいはあんなの業をやつていくのには小さな児童は非常にじやまになる。今度改正されるように聞いておりますので、その点がよくなるかと思いますが、夫婦とも盲であ

お答えできないのでございますけれども、一つは所得がありまして保育料の負担能力があるその負担能力を測定する方法をもう少しはつきりしたいということが一つあると思います。それから今のお話のような場合には、所得とは関係がなくとも、子供を預けなければならぬという特殊な事情がありますから、保育所に入れることは私は差しつかえないし、むしろ入れなければならぬと思います。そのときに負担の問題が残ると思いますけれども、そういった場合には入れなければ働きに出られないののでありますから、自己負担をして入所させる道は残されておると思います。

○山下(春)委員　今の負担の問題について、それは児童局でないとわからないと思いますが、負担の問題を一般の所得の列で切らないで、身体障害者という特別な配慮を今度なさいましたかかったのでしょうかということを聞きたかったので。

○安田(巖)政府委員　ちよつとはつきりしたことを承知しております。

○滝井委員　身体障害者に職業能力や生活能力をつけてやるためには、現在身体障害者の中で約六割程度就職をい

体障害者職業訓練所というものがあるわけでは、まず私は労働省と厚生省がうまく連絡をとっておるのかなあという疑いを持った。どういう疑いを持つたかという、今回私たちに配っておる身体障害者福祉法の一部を改正する法律家の参考資料というのを見てみますと、新旧条文対照表というのの十一ページ、十八条一項二号に「職業補選又は就職あっ旋を必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。」こうなっておる。そして職業補選というものは今度なくなつて職業訓練になるわけです。これは改正も何もやつていないのです。ところが今度労働省から出たものはこれを改正するのだといつて出てきているわけです。同じ日に審議することになつてゐる法案で、労働省の方は改正をして出してきておるが、本家本元の厚生省は改正も何もせぬで出してきている、こういうことなんです。この前も厚生省と労働省が連絡がうまくいかぬことをやかましく言つたら、厚生省のあるお役人が先生、連絡が悪いのは厚生省だけじゃなかつたでしょうが、こう言つておりました、やはり厚生省と労働省とは

悪いのです。まずその点が一つ、そもそものところから伺いたい。

○松本説明員 この点は厚生省と打合せをいたしておきまして、職業訓練法が先に出て参りましたので、今職業訓練法が先に通りますと、身体障害者福祉法はまだ改正になっておりませんので、それで職業訓練法の附則でむしろ身体障害者福祉法を直していくのがよろう、こういうことで職業訓練法で直すことにいたしておるわけであります。

○滝井委員 一つの内閣で閣議決定を出てくる法案です。もうすでにこの身体障害者福祉法は参議院を通過してきています。また職業訓練法は衆議院で審議しておる。ところがあなたの方のやつは修正するようにしてきておるわけです。本家本元の法律は何もしておらぬ。だから簡単なことですけれども、こういうことになると、われわれ衆文を読んだ場合に——たまたま突き合いましたからわかったのだけれども、これがよその委員会ですらあったらわからぬでいつてしまふでしょう。

○安田(義)政府委員 現在は職業補導という言葉を使っておるのです。そこで現行法をもとにしてこの法律を直しておりますから、そのかわり訓練法が通りましたならば訓練法の附則でこちらが直るようになっておりますから、その点は法律的に一向差しつかえないと思ひます。

○滝井委員 法律的にはそうなっております。しかしもし労働省の方が通らなかつたときにはやはり問題が出てくるでしょうね。

○安田(義)政府委員 通つても通らなくても直るのでございます。

○滝井委員 直りますけれども、片一方は参議院を通過してきておる法律ですから、そういうことは言ひわけにはなりません。話し合つてやらなければいかぬのです。しかも労働省は変えるのはそれ一つなのです。それは厚生省においては、労働省がたつた一つ変える法律で、厚生省のものだから、やはりちよつと連絡して、お前の方で横へ筋を引いて言つて筋を引いておつたらいい。これはつまらぬことだけれども、それだけの連絡を密にしてくれということなんです。これから連絡を密にしているかどうかの内容に入るわけなんです。

一体厚生省は今回できる身体障害者職業訓練所にはいかなる人を推薦してお入れになるつもりなのか。身体障害者の所管は厚生省なのですから、いろいろ統計資料その他を把握しているのはお宅です。労働省も握っているかも知れないけれども、労働省の統計は厚生省よりシビヤリじゃないと思ふ。身体障害者については所得の状況から何かみなやつておる。そうしますと、身体障害者訓練所には公共職業訓練所に入れない身体障害者でも入れる人がおるかも知れない。入ることの困難である者に対して、その能力に適應した職業訓練を行うために身体障害者職業訓練所を設けることになっていくわけなんです。従つてこれはいかなる人を入れるかというところは当然登録しておると思ふ。登録しておるならば、労働省に登録しておるかも知れぬけれども、具体的にそれらのものを把握しているのは社会局なのです。それで、一体身体障害者職業訓練所にはどういう基準の者をどういう工合にし

て入れていくのか。これは社会局がわからなければ、労働省でもかまいません。

○松本説明員 身体障害者の職業あつせんにつきましては、従来から公共職業安定所に特別の係を設けております。そこで一般の求職者と異なるカードを使いまして、それは就職してもしなくても、ずっとそのカードが残るような格好になっております。労働省のやりまは就職のあつせんを直接目的としたものです。一般の身体障害者を登録するというよりは、就職の意思のある者、就職活動を行う者を対象として就職のあつせんをルートに乗せて参りますので、求職者でございまして、従つて登録というよりは、窓口に見わたるものが直接の対象になるのでございませう。

○滝井委員 労働行政がそれほど消極的であつては困るのです。求職者窓口に見わたるものだけを対象にするというのでは結局身体障害者福祉行政というものをしておらぬという証拠です。少くとも年金というものを作つてもらいたいというけれども、三十四年にもやりますというところはなかなか言えぬ段階です。だとするならば、これは就職をせしめることが一番いい。ところが社会は身体障害者をなかなか雇用しない。雇用促進法を作ろうといつてもなかなかできない。強制罰金を官庁あたりですつとやつたらよさそうなのだが、それは幾分やつておりますが、なかなか意にまかせない。だとするならば、労働省と社会局とが連携をして、社会局の中でこれはやはり就職をさした方がいいだろう。更生医療をやり、補装具をやつて、そしてした方

がいいということになれば、身体障害者の訓練所にどんどん送つて、これは積極的に社会局から世話をして、あなたの方にやつてくれ、こういうことの方が行政は一貫してくる。血が通います。それがただ求職者だけを持つておるといふのでは、こういう身体障害者の諸君というものは消極的になつていくから、それだけのものがやれるかやれないかといふことなのです。きうは文部行政とあなたの方をだいいじめたけれども、きうは厚生省との関係です。

○松本説明員 説明が不十分でございましたが、厚生行政との関係におきましては、具体的には身体障害者が更生指導所に入る者と、それから身体障害者の職業補導所に入る者と、安定所の窓口で直接来る者とございませう。従いまして、身体障害者の更生指導所に入りまはす者は機能障害がまだ回復しておらない、そこに医療の手段を要する者、あるいは厚生行政の方は広く生業の付与といふこともやつておりますので、対象はより廣うございませうが、その中で私の方で扱いますものは、更生指導所を終つて職業安定所の窓口に来る者、なお更生指導所を終つて職業補導所に入る者とございませう。これらの具体的な連携は現地において十分とおつたしまして、ただ身体障害者の習性といひまして人の中に出るのをきらう者等がございませうので、行政的に、あるいは非常に積極的に勧奨して窓口へ引き寄せるといふことはいたしません、そういう意思のある者は十分厚生省と連絡をとつて現地においてうまくいくように従来からそういう方針と方法をとつて参つております。

○滝井委員 今の職業補導所と更生指導所というのは、身体障害者更生援護施設のことなんでしょうか。

○松本説明員 そうです。

○滝井委員 そうすると、職業補導所、更生指導所、それから安定所、これらの三つのものがあるが、第一段階は身体障害者更生援護施設に入つていく、こういうことになるのです。第一段階は労働省のこの訓練所に入つていく過程でまず援護施設に入つて、そして肉体的な訓練をやつたならば、安定所か補導所——これは今度訓練所になるのですが、訓練所に行くという形になるのですか。

○松本説明員 大体においてさうな形をとつておりますが、直接安定所の窓口に出てくる者もございませう。その機関にいろいろ特殊性がございませうので、機能がすつかり回復しておつて、それで産業職線に立ち得る者は直接安定所の窓口に向ひます。しかしまだ機能が見えぬ者、あるいは広く生業の方法を見つけないといふ者は更生指導所に入ります。どうもそこが少し私の見解と違ふんです。私がこの身体障害者更生援護施設の法律を読んでみますと、あなたの言うように、この援護施設に入つておる者はすでに訓練を受けて自活の道を与えられるのです。この施設は、たとえば肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ更生施設、身体障害者取容授産施設、補装具製作施設、これらに「必要な訓練を行います。且つ、職業を与え、自活させる施設とする。」と、こうなつておるのです。従つて職業訓練所と変らないのです。私が尋ねたいのは、労働省の設置

がよいということになれば、身体障害者の訓練所にどんどん送つて、これは積極的に社会局から世話をして、あなたの方にやつてくれ、こういうことの方が行政は一貫してくる。血が通います。それがただ求職者だけを持つておるといふのでは、こういう身体障害者の諸君というものは消極的になつていくから、それだけのものがやれるかやれないかといふことなのです。きうは文部行政とあなたの方をだいいじめたけれども、きうは厚生省との関係です。

する職業訓練所と厚生省の所管にかか
る身体障害者更生援護施設との関係は
どうなのかということ。今あなた
のおっしゃったように、今度はこの援
護施設から出て訓練所とか安定所の窓
口に行くその系列がはつきりしてい
れば問題はない。問題ないが、もしそ
うではなくて、身体障害者の更生援護施
設と訓練所とが並列的なものだとい
うことになる、これはよほど考慮しな
ければならぬ。もし並列的なものだ
とするならば、今度の職業訓練法案の中
にそういうことを何かうたわなければ
ならぬが、何もうたわれていないので
す。文部省においては学校教育法ある
いは青年学級振興法と重複しないよう
に密接な連携をとってやりますと書い
てある。ところがわれわれが一番職業
訓練を熱望し、そうして大事に思っ
ている身体障害者の職業訓練につい
ては、厚生省との関係は何も書かれて
ないわけ。教育のことについて書
いてあるというのは、昨日も指摘した
ように、教育というものについては、
学校というものを日本は事大主義的に
非常に尊重する、従ってそれに対して
は何かしなければならぬというので労
働省はおそらく一生懸命になっている
と思う。ところが厚生省の方は忘れて
おったんじゃないかという感じが私は
この法案を読んだ。一言も書かれ
ておらぬ。これは当然この八条か九条
あたり何かをうたうことが書かれな
ければならぬ。そうしないと、厚生行
政と労働行政というものがうまくい
かない。そうしてあなたの方の職業訓
練、特に身体障害者の訓練は、今年の
予算を見て全国で八カ所です。全国
八カ所の身体障害者公共職業補導所に

七万二千有余の登録希望者があつた。
その中で四万八千ばかりが就職した、こ
うおっしゃっておるわけなんです。身
体障害者の職業訓練所というものは東
京都外七府県しかない、これに委託す
ることになる。そうすると、これらの
身体障害者更生援護施設というもの
も、これは全国に非常にたくさんある
というわけにはいかない。もちろん各
府県に一カ所や二カ所はあると思う。
そうすると、全国に、東京都以外に
たった七府県で八カ所しかなくて、五
十四種目の職業訓練をやつて、予算は
九千九百八十三万三千円ですか、人数
が千五百五十人しかやれないのです。そ
うしますと、これはやはり厚生省の援
護施設と有機的な連絡をとってやる必
要がでてくる。これはあなたのとこ
ろだけでは、たった千五百五十人くら
いしかできない。四、五十万の諸君とい
うものは、これは再訓練でもやつて生
産性の向上に寄与させることが必要
なんです。そうすると、千人そこそこし
かできないというのに、あなたの方だ
けで職業訓練をとつておく必要はない
と思う。この際やはり門戸を開放して
厚生省にもやつてもらいたい、こうい
う有無相通する形というものを作らな
ければならぬと思う。そのためには援
護施設でやるものについても、教科とか
その他のもので密接に連絡をとる必要
があると思う。さらにあなたがさいせん
言われた理論の通りに、今度は援護施
設から訓練していくならばますますその
必要が出てくる。ところがそういうこ
とは何にも今度の法律には書かれてい
ない。この点は局長は十分連絡をして
おりますと、こうおっしゃったのだけ

れども、私が今指摘したことをお考え
になるとわかると思うのですが、これ
では死文です。労働省は労働省の道
を行き、厚生省は厚生省の道を行くの
では身体障害者がかないませんよ。こ
れはやはり同じように連携をとつて
やつたならば、少くとも身体障害者取
容施設施設というようなもの訓練を
受けたならば労働省の検定までも受け
られるという、こういうあたにかい道
というものがついておらぬと、どっち
かの施設というものがわだになりま
す。こういう点どうお考えになつてい
るのか。

○松本説明員 この点確かに学校教育
法のように密接な連携をとるというこ
とは書いてございせん。これは実は訓
練法を作るときにも厚生省とも話した
のであります。厚生省と労働省は従
来から親子関係にありまして、従来も
厚生省の中央身体障害者福祉審議会に
私の方が参加し、私の方の身体障害者
雇用促進協議会には安田局長が入つて
おりまして、この点についてわざわざ
書くまでもないくらい関係にあるの
でございせん。文部省とはいろいろな
いきさつがありまして書いてございま
すが、これに書かないから連携に欠け
ることがあるとは考えておらないので
あります。

○滝井委員 これは口先だけの連携
の問題ではないかと思う。それはかつて
厚生省から労働省が分れたのでありま
すから、兄弟みたいなものだと思いま
す。しかしこれは他人の始まりとい
う言葉もあります。今修正の語が行わ
れるらしいのですが、身体障害者取容
施設施設で一体何をやるかという点、
「身体障害者で雇用されることの困難
なもの又は生活に困窮するもの等を取
容し、必要な訓練を行い、且つ、職業
を与え、自活させる施設とする。」と書
いてある。訓練を与えるのは、あなた
のところと同じです。あなたのところ
もやはり「職業訓練を受けることが困
難であるものに対して、その能力に適
応した職業訓練を行うため、身体障害
者職業訓練所を設置することができ
る。」と書いてあるわけ。訓練とい
う字がまさか労働省の考え方と厚生省
の考え方が違ふはずはないと思う。そ
れは職業教育と職業訓練の基本理念は
どうだというなら、違います。しかし
訓練という字を書くからにはどちらも
同じでなくてはならぬと思う。ただ授
産施設でやるか、訓練所でやるかとい
うことだけだと思ふ。肢体不自由者に
二つの道はないかと思ふ。やはりその肢
体不自由に適応した訓練を労働省もや
られるし、厚生省も授産施設でやられ
ると思う。身体障害者も身体障害者職
業訓練所を出たら修了証書を受けるで
しょう。しかも技能士の試験を受けて
受ければ技能士になるのしょう。そ
うすると、一体労働省は厚生省のこう
いう更生援護施設を出たらば試験を
受けさせてくれるかどうかということ
です。その点いかがですか。

○安田(厚生)政府委員 その点は十分連
絡いたしました、あとでそういうこと
にしようではないかということになつ
ております。

○滝井委員 そういう点で他人の始ま
りにならぬように、いづれこれは政令
で書くというようにことも書いてな
い。公共職業訓練についてはいろいろ
詳しく書いてあるが、身体障害者の訓
練についてはあまり詳しい条文がな
いのです。第八条と、あとは十一条
で、無料でやつて手当をくれるのだと
いうことくらいしかないので。です
から、私は重箱のすみを突つくわけ
ではないので、これは非常に大事なと
ころなんです。従つてその辺をもう少
し話し合つて、今度の法律の改正で問
に合ふなければ修正案を作る、ある
いは厚生省の方とよく話し合つて何らか
条文に入れておく必要があると思う。
もう時間も五時になつて、速記の皆さ
んにもお気の毒でございしますから、私
の質問はこれでやめます。

○植村委員長代理 長谷川君。

○長谷川(保)委員 大体今の滝井委員
の御質問で十分だと思ふのですが、私
ちよつと厚生白書を読んでいて気が
つきますことは、今のお話でもそう
ですけれども、どうも身体障害者の雇
用の促進ということについて非常に消
極的です。非常に困難な仕事だと思
います。雇用促進の施策というものが
さつぱりできておらぬといつても過
言でないと思ひます。やつているとは
思ひますけれども、ほんとうに積極的
にやつていこうという感じが持てない
のです。先ほどお話の盲人の問題でも、
私も旅館へ泊つて、あんなさんと呼
ぶということになりますと、全部暗眼
の人が来る。これは非常に困つたこと
だと私は思ふ。先ほど局長が言われた
通り、この点はもう少し何とかして盲
人の保護を考えてもらいたいと思ひま
すが、私が今ここであらためて聞いて
おきたいのは、この厚生白書をずっと
読んでいきますと、身体障害者の新雇
用というのが十四人以下の事業所にお
いて最大で二・四一％事業規模が大き
くなるに従つて少くなる、こう書いて

ある。一方また身体障害者の雇用をして
いるのを見ますと、五百人以上にお
きまして一・八二%、これが十四人以下
の事業所で二・七一%に對しまして二
番目に高い。これを見ますと五百人以
上で使っているのは、その事業所だけ
が、新しい者を使っているだけで
あって、新たに使ってくれているのは
一つもない。本来ならば一番経営はや
りやすい五百人以上のところではほと
んど使っておられぬわけだ。言いかえ
ますと、そういう関係の雇用促進とい
うものはちつとも行われていない、と
いうことなんです。それで十四人以下
の事業所で新規採用が最大であるとい
うこと、これはいろいろ原因があるだ
ろうと思うが、当局は一体その理由を
どういうように考えておるか。事業規
模が大きくなるに従ってさっぱり新規
採用をしないというこの事実をどうい
うように分析をし、把握しておられ
か、それを承わりたい。

○松本説明員 その仕事を直接担当し
ておりませんから的確なお答えにはな
らぬかと思いますが、先般まで雇用安
定課長をしておりましたので、その経
験から申しますと、大体御指摘の通り
の状況でございます。それは大規模の
事業場になりますと採用基準その他が
非常に厳格であるために、とかくその
選に漏れることがあります。従って現
実問題としましては、小さい事業場の
比較的採用の自由のきくところに多く
吸収されるということでございますし
て、従来からこれを打開することが一
番問題であると考えております。

○長谷川(保)委員 そこで問題が一つ
新しく起ってくると思うのです。それ
は例の最低賃金法がしかれるとします

と、先ほどの収入別のところをずつと
拝見しますと、大体五千元以下の人
が未就業者を入れますと六九・三%、約
七〇%が五千元以下です。私が見ます
のに、おそらく雇用して下さいます十
四人以下の事業所というものは、この
人々に対しては相当劣悪な給与、低い
給与をもって利用しているという面が
多いのじゃないか。それが最賃法がで
きますと、結局これらの人が全部使え
なくなつてしまふ。例外はありましょ
うが、ほとんど使えなくなつてしま
う。そうするといよいよ身体障害者の
就職の道というものは断たれてしま
う、こういうことになりはせぬかと、
白書を読みながら心配をしたわけだ
す。従って私は身体障害者を雇用する
につきましては、何か使用者に對しま
して、一方それを補うだけの適当な恩
恵——税金とかその他の恩恵を与えま
せんと、自営の人あるいは自分のうち
で農業の手伝いをするというふうな人
のほかに全部締め出されてしまひはせ
ぬか、こういうふうに思うのです。一
方において今のようなたとえば視覚の
障害者にとつては非常に有力な生業で
ありますあんま、マッサージというよ
うな仕事から締め出されてくる。一方
においてはどうか使つていくくれま
した十四人以下の事業所、これは平均
賃金から申しましても三十人以下と五
百人以上では、統計からいへば賃金は
五一%くらいです。それが十四人以下
になるとさらに低いのだが、その中で
もまた低い給与だと思ふのです。それ
からさへも締め出されるということに
なるとほんとうに困つてしまふ。先ほ
どのお話のように早く障害年金でもで
きてくれないと、この人たちは全く生

活補助を受ける道はなくなつてしま
う、こう思うのです。そこで何とかし
て雇用促進のための使用者に對する特
別な、たとえば税金その他の措置をす
る必要があるのじゃないかと思ふので
すが、社会局長の方でそういう点につ
いて何か積極的に考えておられる点が
あるか、あるいは将来考えていこうと
いう道があるか伺いたい。

○安田(農)政府委員 今の御見解、私
ごもつともだと思ひます。またそうい
うことになるのではないかと、いうおそ
れが十分にあると思ふのでありまし
て、仕事の関係からいいますとこれは
労働省の關係になります、私どもそ
ういう点について何か一つ新しい構想
で進めていかなければならないのでは
ないかというふうに考へます。その考
え方というものは、従来もありました
いわゆる雇用割当とか、あるいは強制雇
用というふうな考へ方でありましたが、
これはかつて五、六年前にそういうふ
うな考へ方があったのであります。し
かしこれは当時日本の産業がまだ混乱
期と申しますか、回復期にあつたため
に、そういうことはとうてい問題にな
らなかつたので、なおだいたい時代も
變つてきたのでありますから、労働省
ともよく相談してみたいと思ひます。
そういつたような民間産業にある程度
負担をかけ、同時にまた恩恵を与える
という考へ方だろふと思ひます。それ
と、三公社五現業のような國でやれる
ようなところから、手近に何か方法を
考へてみたかどうか、そういうような
方法もあろうかと思ひます。大臣から
もよく言いつかつておりますので、研
究してみたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 最低賃金法は今國

会は日が少くてできないかもしれませ
んが、多分今國會でも、社会党の方は
できないかもしれぬが、一応政府案は
できる可能性が有ります。それから次
の特別國會にはおそらく完全にできる
でしょう。こうなつてきますと、早速
にこの対策を立ててもらわなければ、
いよいよ身体障害者は窮地に陥ること
になるのです。この点は十分考へても
らいたい。

○松本説明員 私法律を持つておりま
せんから的確な説明になりませんが、
最低賃金法においては身体障害者は除
外する例外規定を設けることになつて
おります。

それから積極的雇用促進につきまし
ては、今安田局長の御答弁の通り、勞
働省におきましても目下急いで研究し
ておる段階でございます。

○植村委員長代理 ほか本案につ
いての御質疑はございませぬか。——な
ければ、本案についての質疑は終了し
たものと認めます。

次に討論に入るのでありますが、別
に通告もないようでありますから、直
ちに採決いたします。本案に賛成の諸
君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○植村委員長代理 起立総員。よつ
て、本案は原案の通り可決すべきもの
と決しました。

なお本案に關する委員会報告書の作
成につきましては委員長に御一任願
いと存じますが、御異議ございませ
ぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

本日はこれをもって散會いたしま
す。

午後五時十九分散會

〔參照〕

旅館業法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二六号)(參議院送付)
身体障害者福祉法の一部を改正する
法律案(内閣提出第五五号)(參議院
送付)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕